








議会事務局			編さん番号				
起案	平成 20 年 8 月 25 日	施行	平成 年 月 日				
決裁	平成 20 年 9 月 1 日	完結	平成 年 月 日				
分類番号	002-007	保存年限	永年				
川 番号 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）						
公開・非公開の区分	部分公開	個人情報	無				
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）						
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）						
件名	総務常任委員会6月定例会会議録						
伺い文	別添のとおり、報告いたします。						
決 裁 欄	議 長	委員長	局 長	局次長	課長補佐	主 査	起案者
							川瀬 隆之
			議事課長 (次長)	係 長		主 任	議事係
							電話 2266
合 議							公印承認
							文書主任
決 裁 後 供 覧							意見又は処理方針

# 川口市議会総務常任委員会

- |   |      |               |    |          |
|---|------|---------------|----|----------|
| 1 | 日 時  | 平成20年6月24日(火) | 開会 | 午前10時00分 |
|   |      |               | 閉会 | 午後 1時58分 |
| 2 | 場 所  | 市議会第2委員会室     |    |          |
| 3 | 審査順序 | 別紙のとおり        |    |          |
| 4 | 出席者  | 別紙のとおり        |    |          |

総務常任委員会出席者

本日の出席委員 10名

前原博孝 委員長  
市原光吉 委員  
稲川和成 委員  
石橋俊伸 委員  
田口順子 委員

星野洋子 副委員長  
白根大輔 委員  
篠田文男 委員  
板橋博美 委員  
阿部ひろ子 委員

欠席委員 なし

説明のため出席した人

村川勝司 企画財政部長  
中島陽二 総務部長  
吉田博一 理財部長  
岩澤幸雄 税制課長  
新井秀男 固定資産税課長  
津田正 市民課長  
関正治 消防総務課長  
吉田広治 警防課長

橋口純一 財政課長  
江連保明 職員課長  
小川俊一 契約課長  
早船浩 市民税課長  
両家完二 市民生活部長  
荒井清光 消防長  
澤村善光 予防課長

書記

係長 丸山清代 主任 川瀬隆之

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

◎開 会

○前原博孝委員長 おはようございます。

本日は、公私ともにお忙しい中を当委員会に御参集いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、開会に先立ち、審査順序につきましてお諮りいたします。

本日の審査順序につきましては、机上に配付してあります案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、本日は、付託案件の審査終了後に、視察について御協議をいただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

午前10時00分開会

○前原博孝委員長 それでは、ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

---

◎議案第56号 平成20年度川口市一般会計補正予算（第1号）

○前原博孝委員長 初めに歳出の部、第2款総務費並びに歳入の部、第18款繰入金及び第19款繰越金を一括議題といたし、本案に対する説明を求めます。

企画財政部長

○村川勝司企画財政部長 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第56号「川口市一般会計補正予算」、第1条第1表歳入歳出補正予算のうち、総務常任委員会にかかわります歳出の第2款総務

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

費並びに歳入の第18款繰入金及び第19款繰越金について、担当課長より説明をいただきますので、よろしく御審査賜り、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 おはようございます。

それでは、2款総務費、2項徴税費にかかわります補正予算につきまして御説明させていただきます。

予算議案及び補正予算説明書10ページをお開きください。

第2款総務費、第2項徴税費、第1目税務総務費、第19節負担金・補助及び交付金、並びに第2目賦課徴収費、第13節委託料、第14節使用料及び賃借料、第18節備品購入費について御説明申し上げます。

地方税法の改正に伴いまして、平成21年10月から住民税が課税される65歳以上の方を対象に、公的年金に係る所得に対する住民税の所得割額と均等割額を特別徴収する制度が導入され、来年1月より平成21年度の住民税の課税処理を実施いたしますことから、第2款総務費、第2項徴税費におきまして、合計5,973万5,000円の補正予算をお願いするものでございます。

第1目税務総務費、第19節負担金・補助及び交付金におきまして、この制度の導入にあたりまして、特別徴収義務者である社会保険庁等の年金支払い者と市との間で、事務手続上、情報交換の必要があり、その手段として、国が地方税ポータルシステム（eL T A X）の利用を決定したことから、地方税ポータルシステムの管理運用団体である社団法人地方税電子化協議会へ参加をするための会費として47万3,000円を計上いたし

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

たものでございます。

また、第2目賦課徴収費、第13節委託料におきまして、現行の住民税課税システムに公的年金等に係る所得割額の算出や納税義務者あての通知書等の特別徴収を行うためのプログラムを追加するための経費として5,082万円を、年金情報交換を行うための地方税ポータルシステムの導入費として306万6,000円の計5,388万6,000円を、第14節使用料及び賃借料におきまして、地方税ポータルシステムを運用するサーバー及び新設システム使用料として434万7,000円を、第18節備品購入費におきまして、情報交換のためのパソコン端末の購入費102万9,000円を計上いたしましたものでございます。

よろしく願いいたします。

○前原博孝委員長 財政課長

○橋口純一財政課長 おはようございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、8ページへお戻りください。

歳入、下から3番目、18款繰入金、1項基金繰入金、5目環境運用基金繰入金は、歳出における緑化保全事業として、赤堀用水沿い斜面林及び隣接地について用地取得するため、基金からの繰り入れを行うものでございます。

19款1項1目繰越金は、前年度決算剰余金から当初予算繰越金計上額、繰越明許費繰越財源等を差し引いた残額のうち1億2,151万9,000円を今回の補正財源として追加いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○前原博孝委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑を許します。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

〇 [REDACTED] おはようございます。質問させていただきたいと思  
います。

まず、19節の負担金・補助及び交付金の47万3,000円なんです  
が、先ほどの御説明で、社団法人の地方税電子化協議会への加入というこ  
となんですけれども、その地方税電子化協議会という法人について少し御  
説明いただきたいことと、47万3,000円を補正で計上したというこ  
とですが、この根拠について教えていただきたいと思います。

次に、13節のほうですけれども、このシステム開発は新しい年金から  
の特別徴収にかかわっての開発ですが、委託ですべてを賄うのか、市のほ  
うでは、この開発を独自の力でやるということについてはどのような検討  
があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、18節の備品購入費ですけれども、これについても、もう少し  
詳しくお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

〇前原博孝委員長 税制課長

〇岩澤幸雄税制課長 地方税電子化協議会につきましては、地方税に係る電  
子化の推進と地方税ポータルシステムの開発及び安定的な運営を目的とい  
たしまして、平成15年8月に任意団体として設立されております。その  
後、平成18年4月に社団法人化されたものでございまして、構成といた  
しましては、理事に各県の税務部長あるいは税務関係課長等が就任してい  
るところでございます。

会費につきましては、平成16年3月31日現在の住民基本台帳登録人  
口1人あたり1円という会費になっておりまして、川口市のそのときの人

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

口47万2,593人に1円を掛けまして、端数につきましては切り上げ  
させていただいた形になっております。

以上でございます。

○前原博孝委員長 市民税課長

○早船 浩市民税課長 13節のシステム開発保守委託料につきまして、す  
べて委託で行うのかという御質問であったかと思うんですが、市民税の課  
税は、今現在、普通徴収と特別徴収という形で大きく2つに分かれている  
わけですが、このたびの年金特別徴収の導入に伴いまして、現行システム  
が、特別徴収においては1事業所あたり9,999人までしか対応できな  
いというようなことがまずあります。

給与の場合は、年12回で徴収されますが、年金の場合は年6回という  
ようなこと、それから、年金の場合は、特別徴収する最初の年度は普通徴  
収で、下半期においては特別徴収というようなことなどから、現行の普通  
徴収、特別徴収の2つのシステムに加えて新たな特別徴収システムが導入  
され、また大きな違いがあるというようなことでございますので、言葉を  
変えて言えば、従来、普通徴収と特別徴収の2階建てであったシステムを、  
年金のシステムを導入することから、それを3階建てにするというような  
ことで、大幅な改修ということでございます。ある面、3階建てで、それ  
ぞれの階で階段をつくったり、エレベーターをつくったりと、簡単に申し  
上げますとそういった大幅な改修が必要でございますので、市としては、  
このシステム開発を行う業者とその辺のことを十分詰めて、お互いに支援  
し合ってこの開発に努めていくということでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 税制課長



平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○岩澤幸雄税制課長 備品購入費につきましては、地方税ポータルシステムのeL T A Xを利用しますのは、インターネット、L G W A Nを利用してやりますので、そのための情報のためのパソコンを4台導入させていただきたいと考えております。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] システム開発ですけれども、大変複雑になってくるので専門のところ委託をすることかなと理解するんですが、自前でやった場合と、この開発を委託でやった場合との比較とか、そういった検討は行われたのでしょうか。もう一度お答えいただきたいと思います。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 地方税ポータルシステムにつきましては、既に地方税ポータルシステムを運用しております県とか政令市は独自開発ということで、独自に委託業者をお願いしたということで、情報をとりましたところ、政令市におきましては、規模により金額が異なるんですが、1団体約7,000万円から1億円程度の導入経費がかかっております。これを本市に入れますと、人口的に考えますとおおむね5,000万円程度の費用がかかるのかなと見込まれましたところなので、あと、来年1月にはもう年金情報が社会保険庁等から入りますので、時間的なもの、あと、その後の維持費等を考えました結果、ある面、業者がつくったシステムをそのまま導入するというほうが、結果的に効率的な利用ができるのかなというのが1点。

また、今回の税制改正等におきましても、業者のつくったシステムにおきましては、改正等は全部業者がやりますので、市のほうにおいて、通常の維持費といえますか、使用料及び賃借料に載せております使用料等を負

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

担するだけで済むという利点がございませうことから、委託と申しますか、業者がつくったものを導入する、市独自では構築しないという考えに至ったものでございませう。

以上でございませう。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] 少し戻って19節のほうですけれども、平成16年3月31日の人口割ということで、この6月の補正ですが、この47万3,000円はどれくらいの期間になるのでしょうか。今後もずっと経常的に、この制度がある限り、これには加盟していくのでしょうか。

それから、確認なんですけれども、今回の年金からの特別徴収になったために、約6,000万円の費用が新たに市の負担になるわけですが、こういったことに対しては、国からは財源は来ないのでしょうか。そして、その導入されたことによる負担なんだという認識でいいのでしょうか。この2つをお伺いします。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 まず、1点目の会費につきましては、現在の電子化協議会におきましては、年度間会費という形で取っておりますので、途中加入におきましても年間の会費は変更がございませう。

また、地方税ポータルシステムも、これは運営管理で、要するに全国の地方公共団体が共同利用するということになりますので、会費につきましては、今後におきましても継続して負担するような形になるものと考えております。

あと、今回の特別徴収にかかわる費用につきましては、国におきましては、地方交付税におきまして措置をするということのお話は伺っておりま

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

す。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 2点ほどお願いしたいんですが、今回の特別徴収は、2階建てから3階建てにしていくという説明があったんですが、全体として社会保険庁があって、社団法人の地方税電子化協議会というものがあって、川口市の業務があるのかなと受け取ったわけですが、そのやりとりの流れというのは、情報とかがあると思うんですが、その全体の流れについてお伺いしたいのと、あと、実際に徴収が始まるということなんですが、先ほど、特別徴収といえども、初回は普通徴収と特別徴収があると説明を受けたと思うんですが、テスト期間とか、実際このシステムの実施に入る時期についてはどういうふうになるのかお伺いします。

○前原博孝委員長 市民税課長

○早船 浩市民税課長 新たな特別徴収を導入するにあたりまして、年金所得者に係る情報を、先ほど来申し上げましたように、地方電子化協議会との間で、それから市との間で情報のやりとりを電子で行うということでございます。それを受けまして、私どものほうでは、それをホストコンピューターに、課税のシステムに合わせた形で年金特別徴収の導入を図っていきたいということでございます。

徴収の時期、それからテストなんかをするのかというお話もあったかと思うんですが、これについては、膨大なシステム改修というようなことでございますので、今回、6月ということではありますが、補正をお願いして、これから順次業者との間で契約を進めて、システムの円滑な導入に向けて実施をしていくということでございます。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

以上でございます。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 全体の流れの中で具体例といいますか、年次的なものをちょっとお話しさせていただきます。

年金の支払い報告書、年金受給者の方に社会保険庁が幾ら年金を支払ったという報告書が、今の予定ですと1月31日までに金融機関を経由しまして市のほうに参ります。年金特別徴収対象者ということで、特別徴収される方について、該当しているかということが社会保険庁のほうで、まず市のほうにその年の5月25日までに通知が参ります。これもやはり金融機関を通じまして市のほうに入ってきます。

特別徴収ということで、納税者の方の税額を決定したものにつきましては、7月31日までに市のほうから金融機関を通じまして年金を支払う保険者のほうに送ります。特別徴収の結果の通知ということで、その方が特別徴収できるかどうかということが、改めて9月30日までに年金保険者から金融機関を通じまして市のほうに入るといような予定となっております。

以上でございます。

○前原博孝委員長 よろしいですか。

○XXXXXXXXXX 先ほどの社団法人地方税電子化協議会について伺いますが、これは、最近できたということなんですけれども、理事は各県の税務部長が担っているという説明だったと思いますが、理事長はどなたか。それから、社団法人ですので基金は幾らか。1億円以上だと思うんですけれども、その基金の出資はどなたが行なったのか。それから、事務所はどこにある

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

のか。それから、この職員は何人くらいいる組織なのか、その辺、少し詳しくお示しいただきたいと思います。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 ただ今の地方税電子化協議会につきましての質問のうち、まずは、非常勤で、名誉職として、会長が岡山県知事、副会長に川口市市長と日の出町町長が名誉職として位置付けられております。

それで非常勤の理事としまして、先ほどお話ししました各県あるいは政令市の税務担当課長、あるいは秋田市の財政部長等がなっております。

事務所の所在地としましては、東京都千代田区永田町一丁目11番32となっております。全国町村会館内にあるようでございます。

大変申しわけございませんが、職員数、出資金等については、現在把握しておりません。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 町村会館は何かホテルの前にはありましたね。最近建て替えたところだと思いますが、そんな看板を私は見たことがないんですけれども。

職員数についてもほとんど、あの会館の中にそんなにたくさん職員がいるとは思えないんだよね。どうなっているのかなということがちょっと。

ちなみに、名誉の理事さんと、それから普通の理事さん、年に1回は総会にも来られていると思いますし、報酬だとか、いずれにしても社団法人ですから職員の人数くらいは把握できていると思うんですが、その辺を少し答えていただけませんか。

○前原博孝委員長 税制課長

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○岩澤幸雄税制課長 役員のほうにつきましては、原則として無報酬ということになっております。会長及び副会長は、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の推薦という形になっております。

〔「職員数も」と言う人あり〕

○岩澤幸雄税制課長 職員数は聞きますので、ちょっと。

○前原博孝委員長 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

---

午前10時26分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

○XXXXXXXXXX すみませんちょっと教えていただきたいんですが、今回のこのシステムを導入することによって、市のほうの人件費ですとか、またその労力というんですか、そういうものが節約になるのかならないのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思っています。

それと、あともう1点、今回こういう形で、電子化して徴収するという形になるわけですけれども、この周知の方法はどのような形で考えていらっしゃるのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○前原博孝委員長 市民税課長

○早船 浩市民税課長 このシステムを導入するにあたりまして、私ども市のほうの人件費はどのくらいかという話でございますが、人件費ということもありますが、今まで紙で年金の情報をいただいていたわけですので、紙でいただいて、それをパンチ会社にパンチをさせて、それでシステムに課税計算をさせていたというような経緯がございますので、そういった費

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

用が削減されると考えています。そういう意味では、職員の給与ではないんですが、業者に委託している費用が減るのではないかと考えているわけです。

例えば社会保険庁から来ている、いわゆる年金にかかわる情報ですが、これが9万2,000件来ております。そのデータのパンチの費用が125万円くらいかかっていたということです。それから、eLTAxを導入することから、現に会社から給料支払報告書というものが送られてきていたわけですが、それらのある一定の部分が会社経由あるいは税理士経由で電子で送られるというようなことがございます。

この給与支払報告書についても、さっきの年金情報と同じように、会社から私どものほうに1月31日までに書類として来るんですが、それをパンチ会社に外注して、そのデータをもってホストコンピューターに入れて税計算をするというような方法をとっておりましたので、そういったところがある面、経費の削減ということに結びつくのではないかと考えております。

周知の方法につきましては、本会議において[REDACTED]さんから御質問があって、我々の考えを申し上げたところなんですが、実施に向けて、税の申告だとか、それから、それらの申告書を送るとき、それから確定申告会場で御案内を差し上げたり、市の広報、ホームページなどを使って、これらの制度が新たに始まりますよというようなことを周知していくということでございます。また、必要に応じて、地域の皆様方にも御案内をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○ [ ] ありがとうございます。

今回の後期高齢者医療保険の制度におきましても、やはり制度が実施された後に、話を聞いていないとか、また、そんな制度わからないとかという話で、かなり市のほうに問い合わせがあったのではないかと思いますので、この辺の周知の徹底をさらに要望いたしたいと思います。

以上です。

○前原博孝委員長 ほかにございませんか。

○ [ ] ちょっと確認させていただきたいんですけども、18節の備品購入費、これはLGWANの管理、要は管理サーバーを管理する、そのために購入したいのが4台だという話だと思うんですが、パソコンだけの購入費が102万9,000円になっていると思うんですが、それだけでよろしいのか。それとも、多分この金額を見ると、ほかの何か購入していますよね、これ以外に。4台で100万円は、これは確かに余りにも高過ぎますよね。そこだけ確認させていただきたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 パソコンに、ソフト関係としまして、やはりeLTAXを運用するための基本的なソフト関係もあわせて購入させていただきますので、この金額となっております。

システム改修、保守、パソコンのそういったシステムは考えていません。導入料としまして、そういったものを導入するための費用とか、あるいは使用料、さきのサーバーの環境設定等を含んだものでございます。

備品購入費につきましては、先ほど言いましたeLTAXの運用といい



平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

ますか、動かすための基本的なソフトとか、そういったものにつきましても入っているものということをお願いさせていただいているところがございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] 購入したということですが、そのソフトは、この社団法人地方税電子化協議会の仕様に基づいて購入したという認識でよろしいですか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 その仕様に基づいた性能を持ったパソコンを購入する予定であります。電子化協議会のeLTAXを運用するための仕様に基づいたパソコンを導入させていただくという形で、これは一般のメーカーのほうから調達する考えでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 それでは、さっきの数字は出ましたか。

[REDACTED]

○ [REDACTED] それでは、ちょっと連絡が入るまで。

もう一度、この社団法人の仕事内容について確認させてほしいんですね。社会保険庁があって、年金の対象者の人たちの情報を一括管理して、その中間にこの人たちがいることによって業務が統括できる、そういう説明だったと思うんですけども、そのイメージがなかなかわからないので、業務内容についてお願いします。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 今回のこの経過につきましては、社会保険庁等の年金の支払いを行うところが、全国の市町村に年金情報を渡さなければならな

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

い、あるいは市町村からの特別徴収した税額の通知を受けなければならない、そういったところから、その間の振り分けを経由機関を通じて行うような形になっております。その振り分けを行うにつきまして、年金徴収の前に、地方税ポータルシステムとしまして、給与支払報告書等の電子申請、申告のシステムがございましたので、これを利用しまして、社会保険庁の年金支払報告書につきましても、電子情報によりまして交換を行うという形で、受け入れ機関として設定されたものと考えております。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] そうしたら、年金の加入者のすべての情報がこの社団法人を通じて社保庁に入り、社保庁のほうからまた各市町村にこうこう、こうだという指示があると。要するに、この中間機関を通らないと機能しないということなのでしょうか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 委員御指摘のとおり、国としまして、地方税施行規則の第9条の8において、経由機関として定めるといものが今回の改正におきまして設けられまして、国におきましては、経由機関について、社団法人地方税電子化協議会を内定しておりますので、この機関を通じませんと、年金情報については一切市町村は入手できないという形になるものでございます。

以上です。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 以降の討論にも関係するんですけども、これだけ行政改革だとか、それから国の機関についても、出張所とか出先機関についても極力、引き揚げたり簡素化しようということで、中間機関を見直して全体

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

の行革、人員の削減を図るなどの努力をしているわけですが、これは、まさにこの仕事自体が社保庁の仕事だと私は思います。例えば、市民税を取るときに、市役所が市民の皆さんに、あなたは幾らですよと通知をして回収するという、そこに中間機関を、社団法人をつかって、そこを通して回収する。わざわざそんな必要があるのかということですね。しかも、コンピューターを入れてやるわけですから、まさしく人の手が省けるはずなんです。

私は、これをつくること自体が非常に不自然であり、それから、責任の所在も、これだけの情報が中間機関に入って全国に行くわけですから、またどこでどうなるかわからないですよ。社保庁の本当の責任ということ言えば、ダイレクトにやるべきだと私は思っておりまして、これについてとても納得できる状況ではないんです。

特に、あの建物の中で、どこかに1室、事務所を使ってそれをやり切るなんていうことは考えられない。そうすると業務をどこかに委託するのか。恐らく大きな会社で1つビルを持ってコンピューターを動かさないともできないと思います。半端な数字ではないですからね。

そんなことも含めて、業務の内容、ここの仕事がそういうことであれば、そこに職員がいるにしても、実際の仕事はどこで行われるのか、それは聞いておりますか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 まず、先ほどちょっと質問にお答えできませんでした職員数がどうかということですが、一般職員としましては7名。出資金につきましては、今問い合わせしましたところ、任意協議会のときから負担金を徴収しておりまして、それを社団化する際に繰り越して資本と

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

したということで、額についてはゼロということです。ですから、今現在もポータルシステムの法定資産の運用関係の負担金、会費で運用させていただいているというものでございます。

また、先ほどの中で、このシステムにつきましては、大きなサーバー等がありますが、これはこの事務所の中にあるわけではなくて、民間の会社のサーバーを利用してシステムを構築してやっている。

あともう1点につきましては、今回、これにつきましては、税のシステムというのは、今、市町村まちまちで構築しているのが現状でございます。それにつきまして、やはりある程度規格を持ったものをつくっていきませんか、民間の方からの情報の入手に際しまして、民間の方が、その団体、その団体ごとに送信システムを作成するというようなこともございますので、こちらの協議会のほうでそういった送信施設に、納税者側に立った形の窓口の一本化を図っていくと考えております。

以上でございます。

○前原博孝委員長 ■■■■■

○■■■■■ それでは、その社団法人がゼロ円の基金で出発しているということだとか、それからもう一つ、この7名の職員で、当然、社団ですから、総会は最低年に1回あるわけです。そうすると、全国から知事さん、市長さんが集まって会議を開くわけですね。1泊2日にもなると思います。

それから、実際の仕事をここではやっていなくて、ホストコンピューターを持ってサーバーを使ってやるということですが、こういうものを世の中では丸投げと言うのではないですかね。要するになくてもいい。これだったら、初めから社保庁がこのサーバーを持っている大企業に、競争で入札させて年間幾らでやってくれとやったほうがはるかに安いと思うん

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

ですが、その辺、年間どのくらいの仕事を請け負う社団なのでしょう。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 それにつきましては、まず、地方税電子化協議会におきまして、ポータルシステムの仕様書の作成とかを行なっておりますので、その仕様に基づいて民間の会社にソフトをつくらせる、システムをつくらせる考えをとっておりますので、先ほどの丸投げというような形のものではなくて、あくまでもこちらのほうで設計・管理を行なっているものと考えております。

また、年間で全体どのくらいなのかということですが、現在ですと、利用している団体については都道府県と政令市、あと一般の市がたしか4市から5市と聞いておりますので、額的なものに依じて、その団体の規模によってまちまちなものと考えております。

以上でございます。

○前原博孝委員長 ■■■■■

○■■■■■ 今、最後のところで、都道府県、政令市、それから幾つかの市と言いましたけれども、結局、最初の説明だと、社保庁の持っている情報や、それから加入者の間をつなぐわけですし、それから、人口割で1人1円の割合で市町村から負担金を取るわけですね。そうすると、将来的には、今は使っていないけれども、これは動き出したらすべての市町村が対象になるものではないですか。それを確認したいと思います。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 現時点におきましては、全市町村あるいは全国の都道府県が加入ということに最終的にはなりますが、そのときの運営規模といたしますか会費負担等については、現在の、先ほど申し上げました47万

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

3,000円は20年までの会費ということですので、各団体の加入数あるいは利用実績に基づきまして、改めて理事会のほうで負担金等の総額が決定されるものと。原則的には、この運営費に係るものを負担金としてお願いすると聞いておりますので、団体数は、今のところで見てもちょっと確定できないところでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

○ 先ほど質問しましたように、新しい後期高齢者医療制度ができて、大変国民が不満を持ち、不安も感じております。先進国だと大体高齢者は優遇されていくと聞いているんですが、これだけ人数的にも多くなり、医療費もかさむというだけの理由で、次から次へと負担が増えていく。一方では、大企業は大分もうけておまして、この何年かは本当に戦後最大の景気が続いた時期があるにもかかわらず、国民の生活は豊かになっていない。何か問題があるということになれば、これはやはり政治のシステムがおかしい。貧しい人が普通に暮らせるような状況というのが前提にあるべきだと思います。

ましてや、一番課題としてきた行革について、要らないものをまた改めてつくるといふふうに私は今の質疑の中で感じました。むしろ、将来、道州制も含めてやるなどと言っていることは、中間機関を極力減らそうという方向に来ているのに、社保庁の仕事をたった7名の職員のところに丸投

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

げをした状態で、また全国の情報を一括してやると。情報管理の面でも非常に、直接やるということもできないとなると、かえってまた危険が増すわけですね。

そんなことも含めて非常にこの制度には問題があると思っております。ですから、私は、これについては反対したいと思います。

以上です。

○前原博孝委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、一括採決いたします。

歳出の部第2款並びに歳入の部第18款及び第19款を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○前原博孝委員長 起立者多数であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩します。

午前10時46分休憩

---

午前10時47分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

---

◎議案第58号 川口市税条例の一部を改正する条例

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○前原博孝委員長 次に、議案第58号「川口市税条例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

理財部長

○吉田博一理財部長 改めまして、おはようございます。

説明に入らせていただく前に、一言ごあいさつ申し上げさせていただきたいと存じます。

委員の皆様には、常日頃から理財部の事業につきまして格別なる御指導、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

理財部にかかわります議案につきましては、先ほど御可決賜りました補正予算議案と、ただ今から御審議賜ります条例議案、そして契約議案をお願いしているところでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長より御説明させていただきますので、よろしく御審査を賜り、御可決賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 一般議案の3ページをお開きください。

議案第58号「川口市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されましたことに伴いまして、個人市民税における寄附金控除の拡充、公的年金からの特別徴収の導入、上場株式等の配当及び譲渡所得に関する税率の特例措置の見直し、公益法人改革に対応した所要の改正等につきまして税条例の改正を行うものでございまして、地方税法の改正に伴う項ずれ等の条文の整理を行いました条項を除きまして御説明させていただきます。

3ページ7行目の第23条は、市民税の納税義務者について定めた規定



平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

ございまして、収益事業を行っていない法人でない社団または財団を法人市民税の非課税とするとともに、収益事業を行なっている法人でない社団または財団を法人とみなして課税するものでございます。

3 ページ13行目の第31条は、市民税の均等割の税率を定めた規定でございまして、第23条の改正を受けまして条文の整理を行うとともに、16行目から4ページまでの法人市民税の均等割の税率につきまして、公益社団法人、公益財団法人及び一般社団法人、一般財団法人、収益事業を行なっている法人でない社団または財団について、最低税率5万円とするものでございます。

5 ページ10行目からの第34条の6は、寄附金税額控除を定めた規定を新たに設けるもので、5 ページ11行目の第1項は、所得割の納税義務者が、地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社に寄附を行なった場合に、控除対象となる寄附額を、5,000円を超えて、総所得金額、退職所得金額、山林取得金額の合計額の30パーセントまでとするほか、一般にはふるさと納税と言われております地方公共団体に対する寄附について、特例控除を加算することを定めるものでございます。

5 ページ下から1行目の第2項は、特例控除の計算方法と特例控除の上限を市民税所得割額の10パーセントとするもので、6 ページ5行目の第1号は、所得税が課税されている方について、表の左欄の課税所得金額の区分により、右欄の割合を適用し、特例控除額を求めるものでございます。

6 ページ下から9行目の第2号は、市民税は課税されているが所得税は課税されていない方について、下から3行目の第3項は、所得税が分離課税等の山林所得、退職所得の課税された方について適用いたすものでございます。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

8 ページ 12 行目の第 47 条の 2 は、公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収を定めた規定で、第 1 項におきまして、課税年度の日にちである 4 月 1 日において、前年から公的年金等の支払いを受けた人で、老齢等年金給付を受けている年齢 65 歳以上の人は、公的年金等に係る所得割額と均等割額の合計額の 2 分の 1 に相当する額を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに支払われる老齢等年金給付から特別控除を行うといたすものでございます。

9 ページ 4 行目の第 2 項におきましては、給与所得者及び公的年金等の所得以外の所得がある場合は、その所得を普通徴収とする申告がされていないときには、合算額を特別徴収といたすものでございます。

10 行目の第 3 項におきましては、特別徴収となる最初の年度は、公的年金等に係る所得割額と均等割額の合計額から特別徴収税額を差し引いた額を 9 月 30 日までに普通徴収で納税していただくものです。

15 行目の第 47 条の 3 は、特別徴収義務者を定めた規定で、公的年金からの特別徴収に際し、社会保険庁の特別徴収の対象となる老齢等年金給付の支払いをする者を特別徴収義務者といたすものでございます。

下から 7 行目の第 47 条の 4 は、年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を定めた規定で、第 1 項におきましては、社会保険庁等の特別徴収義務者が徴収した税額を翌月の 10 日までに納入しなければならないことを、下から 4 行目の第 2 項におきまして、1 回ごとの特別徴収する税額は 10 月から翌年 3 月までの特別徴収税額の 3 分の 1 とするものでございます。

10 ページ 1 行目の第 47 条の 5 は、年金所得に係る仮徴収特別税額等を定めた規定で、第 1 項は、前年度に老齢等年金給付により特別徴収されている人は、9 月 30 日までの間の年金給付月に仮徴収を行うものでござ

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

います。

14行目の第2項におきましては、第1項の規定により特別徴収を行われた人は、普通徴収は行わないとするものでございます。

下から10行目の第3項は、仮徴収を行うに際しての、準用規定でございます。

11ページ1行目の第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収への繰り入れを定めた規定で、第1項におきまして、特別徴収によって徴収されなくなった場合は、普通徴収の方法で納付いただくこととするものでございます。

9行目の第2項におきましては、特別徴収した税額に還付金が生じた場合に、年金受給者に市税の未納の税額があったときは、その未納税額に充当するものでございます。

12ページ17行目の附則第8条の3は、平成11年から平成18年までに居住した方について、税源移譲に伴う所得税率の引き下げにより、所得税額で控除し切れなかった住宅借入金等特別税額控除額がある場合については、申告により市民税所得割額から控除するもので、申告期限後であっても、やむを得ない理由がある場合は申告を受け付けることができることといたすものでございます。

13ページ下から5行目、附則第9条は、肉用牛の売却に対する市民税の課税の特例を定めた規定で、特例の適用期限を平成24年度まで3年度間延長するとともに、事業所得の免除となる肉用牛の年間売却頭数を2,000頭以内といたすものでございます。

14ページ8行目から15ページの4行目までの附則第11条の2は、固定資産税の減額の適用を受けるための申告規定を定めたもので、特例を

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

定めた地方税法の条文が分かれたことに伴い、条文の整理を第1項から第7項までについて行うとともに、新たに地方税法に熱損失防止改修住宅、いわゆる省エネ改修住宅に係る減額特例が創設されるため、下から9行目から15ページ4行目まで、第8項として省エネ改修住宅の申告規定を加えるものとございます。

15ページ13行目の附則第17条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例を定めたもので、確定申告を要しない上場株式等の配当について、医療費の還付申告等の事情により確定申告がされた場合に、配当所得に3パーセントの税率を適用し課税を行うことのほか、読みかえ規定等の規定を新たに設けたものとございます。

18ページ17行目の附則第19条の2の3は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例を定めたもので、上場株式等に係る譲渡所得等に対する特例税率1.8パーセントの適用を今年12月31日までの株式の譲渡とするものとございます。

19行目の19条2の5から19ページ下から2行目の「19条の2の5」を「19条の2の6」とし20ページの1行目の「19条の2の5」を新たに設けるまでにつきましては、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を定めていた規定に、上場株式等の配当及び譲渡所得の特例の見直しに伴い、上場株式等の配当所得と上場株式等の譲渡損の損益通算を行うことを加えるものとございます。

20ページ15行目の附則第19条の3は、特定中小子会社、一般にはベンチャー企業と言われておりますが、特定中小企業が発行した株式の譲渡益を2分の1とする課税の特例の適用を、このたびの地方税法の一部を改正する法律の公布日前までとするために改めるものとございます。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

22ページ下から9行目の附則につきましては、施行期日、経過措置を定めたもので、25ページの1行目から16行目の附則第2条の第9項で100万円以下の上場株式等の配当につきまして、27ページ下から7行目から28ページの19行目までの附則第2条第18項で上場株式等の譲渡所得につきまして、平成22年度と23年度の2年間の特例を設けるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○前原博孝委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。

○XXXXXXXXXX よろしく申し上げます。

今、説明もあったんですが、中にはふるさと納税だとか、住民税が減税される条例もあれば、また年金からの住民税の天引きなどの条例改正などいろいろな説明の中で出てきたわけですが、そもそも地方税法が改正されたことに伴っての条例改正ということなんですが、この地方税法が改正される目的は何なのかというそもそも論をお伺いしたいんです。国の説明はということなのかというところを一つはお伺いします。改正の経緯というか、その点についてお願いします。

それから、先ほども出たんですが、これらの全体の条例が改正をされることについてですが、実施の期間というのはそれぞれいつからとなるのかお伺いします。

とりあえず、お願いします。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 このたびの地方税法の改正の趣旨につきましては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するた

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

めにあるべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大及び公益法人改革への対応等を実施するために地方税法の改正が行われたものと聞いております。

あと、もう1点、施行の日となりますと、まず1点目といたしましては、公益法人に関します規定につきましては、今年12月1日から施行となります。寄附金につきましては、今年1月1日以降の寄附金から適用になる。公的年金等につきましては、来年10月1日から実施を行うということになっております。

あとは、住宅取得控除の関係につきましては、今回のこの川口市税条例の一部を改正する条例の公布の日からという形になります。

上場株式につきましては、来年の株の配当等から実施されますので、平成22年度の課税から適用になるものでございます。

あと、ベンチャー企業の株の配当につきましては、地方税を改正する公布日の前までという形でありますので、さかのぼった形での適用をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○前原博孝委員長

○ ありがとうございます。

それでは、幾つか具体的な控除についてお伺いしたいんですが、参考資料の11ページからですが、寄附金税額控除というのが、34条の6から新しい条例としてあるんですが、これについて、12ページの(1)で、都

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

道府県、市町村または特別区に対する寄附金だとか、(2)では、社会福祉法に基づくというところで、対象となる寄附金ということをやられているんですが、もう少し具体的に、例えばどういう内容なのかとか、どういう団体が対象になるのかとか、その控除金額とか、市民が団体に寄附した場合の控除を受けるための申請の方法はどういうふうになっているのかお伺いします。

それから、24、25ページですが、住民税、住宅借入金等特別税額控除というのがこの辺にうたわれているんですが、これについても、市民への周知方法というのはどういうふうに行われるのでしょうか。申請をしないとその控除の対象にはならないと思うんですが、それについてと、あと申請できる条件というのは先ほども説明がありました、もう少し詳しくお伺いいたします。

それから、27、28ページにかかわって、これは、耐震基準適合住宅ということで、耐震に対して配慮をした住宅を建てた場合が控除の対象となるのかなと思われるんですが、具体的にはどういった建築が対象になるのかについてお伺いいたします。

よろしくお願ひします。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 11ページの寄附金税額控除につきましては、従来ですと、住民税で10万円を超えなかった場合、対象にならなかったものを、先ほど御説明申し上げましたように5,000円を超えた金額から適用するという改正でございまして、都道府県、市町村、これについては地方公共団体に対する寄附ということで御理解いただいたと思いますが、第2号の社会福祉法に規定する共同募金会ということで、その主たる事務所を

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

埼玉県に有するものということですから、埼玉県共同募金会という名称で存続があったと思っております。また、日本赤十字につきましても、埼玉県に事務所を有する日本赤十字社の支部ということで、日本赤十字社埼玉支部に5,000円を超える金額を寄附された場合には寄附金控除の対象になる。

寄附金控除の対象となるためには、1点目としては、住民税のほかに所得税も対象になりますので、一般的には、寄附をした証明書あるいは領収書を添付しまして、来年の1月から還付期間が始まりますので、確定申告の終了する3月15日までに税務署のほうに申告していただく。それに基づきまして、市のほうで、その資料を調べさせていただいた上で適用するという形になって参ります。

あともう1点、都道府県に対する特例控除につきましては、従来ですと、先ほど言いましたように10万円を超えない場合は対象にならなかったもので、年収700万円で所得税10パーセントが適用される方で御説明しますと、従来ですと、所得税のほうで、4万円寄附した場合3,500円だけ減額になります。所得税が減額になったものが、今回におきましては、所得税で3,500円、もちろん市民税につきましては5,000円以上になりましたので、3万5,000円の6パーセントで2,100円、それに特例控除としまして1万6,800円が出ますので、合わせまして1万8,900円くらいがこのたびの改正によりまして減税額が上がる、控除税額が増えると考えております。

以上でございます。

○前原博孝委員長 市民税課長

○早船 浩市民税課長 2点目にお尋ねの、個人市民税の住宅借入金等特別



平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

控除の関係の御質問だったかと思えます。

これにつきましては、御案内のように、税源移譲がありまして、所得税が減って住民税が増えたというようなことが平成19年度行われました。こういったことから、従来、所得税においてのみ措置されていた住宅ローン控除が、所得税から引き切れなくなってしまう方がいるというようなことで、それらの人については、住民税から減額して、それ相応の金額を住民税本体から減額して御通知申し上げるという制度でございました。

それが、基本的には3月15日までにその申告をしなくてはならないというようなことがこの改正前はあったわけですが、その15日過ぎ、あるいは納税通知書を送った後においても申告すれば減額しますよというような趣旨の改正だったと思えます。

これにつきましてはどのように周知するのかというところでございますが、これにつきましては、市の広報とかホームページとか、リーフレットを市の施設などに置かせていただいて、その周知に努めていきたいということでございます。

申請できる条件ということですが、これにつきましては、さっき申し上げたような方が申請できるということでございます。ちなみに、昨年暮れにこういう条件に合うような人はということで御案内を差し上げたときには、そういう方が約2万5,000人おられたということです。ただ、これは所得税の住宅ローン控除を単に受けている人を我々が電算上抽出してお送り差し上げたわけで、その結果として我々が5月31日現在で承った件数は1万1,100件ということでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 固定資産税課長

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○新井秀男固定資産税課長 耐震改修が行われました住宅に対します固定資産税の減額にかかわりまして、その耐震基準についてのお尋ねでございますけれども、このそもそもの対象は、新しい耐震基準の施行が昭和57年度にできましたので、対象物件は昭和56年以前に、いわゆる旧耐震基準に基づいて建築された建物が対象となっております。

新しい耐震基準といいますのは、いわゆる昭和57年に施行されました新耐震基準と言われるわけですが、その概要でございますけれども、構造の強度ですとか建築設備等についての基準が新たに定められたものでございます。内容といたしますと、例えば、屋根を従来よりも半分くらい軽くするですとか、それから壁の量を倍くらいに増やすですとか、それから、筋交いを数多く入れていくというような基準が制定されまして、これによって強度を増していく。そういった建物について、専門の建築士さん等の証明が出されたものについては、固定資産税を減額していくという制度でございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長

○ 確認なんです、耐震の関係ですが、この工事を受けるにあたって、昭和57年以降の新耐震基準に基づいた建築ということなんです、今の説明ですと、屋根を軽くするとか、壁を倍にするとか、筋交いを多くするとかということですが、この条件がクリアしているという、建築士の証明が必要ということですが、これがあれば認められることなのかどうか、もう少し詳しくお伺いしておきます。

それと、戻りますが、先ほどの寄附金税額の控除ということですが、の一般質問にもありましたが、今、こういったふるさと納税とい

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

うようなものを各自治体でいろいろ考えられているところなんだと思いますが、あえてお伺いしますが、本市で独自の条例を設けるとか、そういったことなどについてどういうふうにお考えをされているのかということと、寄附の対象の確認なんです、川口市に住んでいる市民が川口市に寄附をしても対象だし、どの市町村に寄附をしても対象になるということで、その対象についての制限があるのかどうかについて、ないと思うんですが、確認のために、この点はどうかお伺いしておきます。

○前原博孝委員長 固定資産税課長

○新井秀男固定資産税課長 申しわけございませんでした。説明不足な点がありまして、その点について御説明させていただきます。

まず、耐震改修に係ります費用の条件がございまして、工事費が30万円を超えるものという条件がまずございます。それから、耐震改修後3か月以内に市長に申告するという申告義務もございます。ただ、この義務については、やむを得ない事情がある場合には、3か月を超えても受理ができるという規定になってございます。

それから、特例措置の内容でございまして、3つに分かれておりまして、平成18年から21年までに完了したものについては、翌年度分から3年間、2分の1を減額する。それから22年から24年までについては2年間、25年から27年までになさったものについては1年間という形になってございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 まず、1点目はふるさと納税に対する本市の対応ということですが、現在、関係課で集まってちょっと検討させていただいてい

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

るということをごさいます、ただ、税制としましては、本条例が可決して公布されました後に、ふるさと納税につきましての税としての広報のホームページはまず立ち上げたいと考えております。

あと、寄附先につきましては、川口市民の方が川口市に寄附してもふるさと納税というか今回の寄附金税制の対象になります。ですから、別にふるさとということではなくて、何らかの、世界遺産等がある、それを保存する趣旨等に賛同してその地方公共団体に寄附された場合についても、今回の寄附金税制の対象になりますので、別段、出生地あるいは過去に住んでおられた団体という区分ではなく、寄附される方が任意な地方公共団体に寄附していただいたものにすべて対応できる形になっております。

以上でございます。

○前原博孝委員長

○ ありがとうございます。

参考までにお伺いするんですが、川口市としては、このふるさと納税の影響はというふうに見込まれているのか、見込みですので、参考までにお伺いしておきます。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 このふるさと納税の影響につきましては、まず、市民税的には、逆に川口市に寄附いただける場合もあると思いますが、両方合わせても減収になるのかなと見込んでおりますが、やはり各団体で、多分6月議会等で条例のお願いをされている最中だと考えておりますので、今年いっぱいあるいは来年いっぱい程度の時間的な経緯をいただきませんと、実態はなかなか難しいものなのかなと考えております。

以上でございます。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] ありがとうございます。

それでは、先ほどの補正予算にもかかわるんですが、議案の参考資料の18ページからになるんですが、公的年金等にかかわる所得にかかわる個人の市民税の特別徴収ということですが、65歳以上の方からの住民税の年金からの天引きが始まると理解しているところですが、この65歳以上の方が天引きをされる対象の期日があると思うんですが、4月1日で65歳とか、誕生日月からとか、その基準日はいつなののかについてお伺いします。

それから、この年金からの特別徴収となる市民の人数についてはどのように見込んでおられるのか、お伺いいたします。

それと、年金がない人については普通徴収になるのかなと条例を見ながら思うわけですが、確認のために、年金がない人についてと、あと、年金が少なくても天引きをされない人の定めというのはどういうふうになされているのか、お伺いしておきます。

あともう一つ、年金からの天引きは介護保険料とか、今回、後期高齢者医療制度も始まったわけですが、税の天引きについての順序というのはあるのかなのか、これについてお伺いしておきます。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 まず、参考資料の19ページをちょっと御覧いただきたいと思います。第1号のほうで、まず、対象となる方につきましては、課税する年度、来年の課税ですと平成21年4月1日で65歳以上の方で、かつ老齢等年金給付を受けている方になります。

2点目としまして、年金給付を受けられていない方につきましては、第

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

2号で、当該年度の老齢年金給付等の金額が18万円未満である者その他という形で、年金額が18万円未満の方については特別徴収を行わない、普通徴収で出していただきますということです。あと、その他につきましては、介護保険の特別徴収の保険者でない方ということです。

あと、年金からの特別徴収の順位ということになるんですが、現在、所得税のほうで源泉徴収が1つ、あと介護保険で、今年10月から国民健康保険、来年10月から住民税という形になりますので、そのような順序で引かれていくものと考えてございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 市民税課長

○早船 浩市民税課長 年金収入の関係で、対象になる人数はどのくらいかというお尋ねですが、市民税の平成19年度の課税状況によりますと、年金収入のみの方がおられるわけですが、それが4万7,235人おられるわけですが、そのうち住民税が課税される人ということで申し上げますと1万3,230人ということでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 ■■■■■

○■■■■■ 年金からの特別徴収ということで、年金から引けない人は普通徴収という、徴収の仕方はあるわけですが、本人が年金から天引きではなくて普通徴収にしてほしいとおっしゃる方も多いと思うんですが、それについては、本人の選択はできるのかどうかという点を確認させていただきます。

それと、65歳以上になられても、働いて給与があったりとか、不動産などもお持ちの方についての徴収はどのようなふうになるのかお伺いいたし

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

ます。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 年金からの特別徴収に対して、御本人の選択制、普通徴収という選択制ができるのかということですが、今回の地方税法の改正の趣旨等からいきますと、納税者の便宜を図るためというところがございます。本人の自由意思による選択はできないものとなっております。

あと、その他、給与収入とか不動産所得のある方につきましては、原則的に、年金をいただいている方と働いて給与をいただいている方は、給与の分については会社からの特別徴収、年金については年金からの特別徴収の特別徴収の二本立て、不動産収入等が仮にあった場合ですと、その方が特別徴収を希望された場合につきましては合算額を特別徴収できますが、希望されない場合については、不動産所得については普通徴収、年金等につきましては特別徴収という二本立てでお納めいただく形になります。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 確認なんです、働いていて給与がある方は、会社からの源泉で天引きをするのと年金天引きの二本立てになると。不動産などをお持ちの方は、年金天引きと普通徴収ということもできるし、本人の希望があれば年金からの天引きも行うという認識でいいですか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 今のお話のとおりでございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] もう一回確認しますが、年金だけの方、不動産のない方の普通徴収と特別徴収の選択はないというところでもいいですか。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 年金からの収入に対する住民税の課税分については、原則的に年金からの特別徴収になります。年金以外の収入につきましては、御本人の選択で、普通徴収、年金からの特別徴収を選択できる形になります。ただ、給与の方については、もう会社の特別徴収がありますので、会社の特別徴収と年金の特別徴収の二本立てになるということで、原則的に3つの考え方が収入によってあるのかなと考えております。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] [REDACTED]の質問と重複するかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどのふるさと納税で、市税は減収になる見込みだというお答えがあったんですが、減収になると困りますよね。それは国が補てんしてくれるんですか。その点を1点お聞きしたいと思います。

それから、お答えがあったかどうかちょっとわかりませんが、[REDACTED]も、本会議での[REDACTED]さんの質問で、寄附控除の拡大で、市町村が条例で定めれば今回のものにもプラス幾つかできるんだというような答弁もあったと思うんですが、委員会ですので、もう一度、その点の市の対応についてどのようにお考えになっていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、今の市民税に係る公的年金からの特別徴収のことなんですけれども、対象者が1万3,230人なんですけど、この内訳は、均等割だけの人と、それから所得割と均等割の人と分ける場合の人数の内訳をお聞かせいただきたいと思ひます。



平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

それで、特別徴収と普通徴収は、基本的には年金をもらっている方は選択できないという答弁でしたが、現状で3つ提示されている以外の方で、今現在、分納などでいろいろ税の支払い方を、支払い困難のためだと思っておりますが、分納などの御相談にも乗っていただいているらっしゃったり、この3つ以外にも、とても税金を払うのが困難だという方もおられるんですけども、そうした方への対応を今既になさっているんですが、年金徴収が始まった段階では、この対応はどう変わっていくのでしょうか。

それと、今、現実に65歳以上の方の人数がわかればいいんですが、滞納しているらっしゃる方というか、そうした分納しているらっしゃる方とか、御相談に応じていらっしゃる方、概要でよろしいんですが、そのあたりのところを御説明いただきたいと思います。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 まず、寄附金税制に対する国からの財政的なものというのですが、これにつきましては、市民税の課税額というのは交付税の算定基準に入っておりますので、それが減少しますので、その分が減りますので、交付税の交付団体であれば、減った分について交付税が入ってくるものと考えております。本市につきましては、現在、不交付ということですので、本市におきましては影響といいますか、国からのものはないものと考えております。

あと、市町村が条例によって定めることができる寄附金という御質問でございますが、現在につきましては、先ほど御説明申し上げました共同募金会及び日本赤十字社に対するもののみ条例化するという御提案させていただきますが、市町村で定める条例につきましては、住民税ということで、県民税と一緒に市民税のほう、税金を課税して納めていた

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

だいておりますので、県のほうの条例化といいますか、県条例で指定する団体等との整合を図りながら、市のほうの条例化も進めて参りたいと考えております。

あと、65歳以上の方の問題であります。今現在、年金の中で、御相談の中で、やはり年金月に払いたいとか、10回程度にしたいというような御相談を受けております。今回の特別徴収になった段階におきましても、その御相談があったものにつきましては、個々の御事情を聞きました上で、納税者の方が一番納税しやすいような方法というものをとっていききたいと考えております。ですから、実態的にはそのように、1回といいますか、年6回ということで払えない、あるいは急に事情があって少し待ってほしいというような方があれば、御相談いただいたときに、その旨の対応はとっていききたいと考えております。

あと、65歳以上の滞納者の方というのは、実際に原数字としてはつかんでおりませんので、御了解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 市民税課長

○早船 浩市民税課長 均等割の人はどのくらいか、あと均等割と所得割の人はどのくらいかという質問に、お答えいたします。

1万3,230人のうち、均等割のみの方が1,025人、均等割と所得割が課税されている人、納めている人は1万2,205人ということでございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] そうしますと、支払いがとても大変だという方は、相談があれば、個人の事情に合った場合は対応をとっていききたいということ

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

は、普通徴収も可能だととってよろしいですか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 御相談を受けまして、年金からの特別徴収が困難と判断された方につきましては、一たん普通徴収に切りかえました後に、場合によって分納とか、あるいは徴収猶予の手段をとった形になると考えております。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] 個々の事情ではあり得ると今理解したんですが、それらが行えるという何か法的な根拠はございますでしょうか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 まず、地方税法のほうで「特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定める者」という文面が入っております。また政令のほうで、順序といたしまして、条例で定めている3つのほかに、第4号としまして、「特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者」という条文が入っておりまして、条例のほうにおきましても、川口市税条例の第1条に、「市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については法令その他別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる」と入っておりますので、現在ですと条例に困難の部分は入っておりませんが、これを適用しまして、地方税施行令の困難と認められる方については、特別徴収を行わないというような形になるものと考えております。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] そうしますと、地方税法の今おっしゃっていただいた法律は、今回の地方税法の改正で新しく入ったということではなくて、も

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

ともあったということですか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 この条文につきましては、このたびの年金の特別徴収に関連して新たに設けられた規定でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] ということは、やはり年金の特別徴収で大変なこともあるんだなといったことも勘案されているのかなと思いますけれども、その地方税法に基づく施行令によって、今回、先ほど質問したように、とても困難な人は、一たんは普通徴収をしていただくということがあったので、その普通徴収をするということになりますと、相談しなければそれはできなくて、知らない方とかは、そういうことがあることについては知らないで、年金から自動的に引かれるというものだと思ってよろしいですか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 これは個別事案になりますので、個別事案は、その都度、御相談によりまして判定していく形になりますので、御相談がない場合については、原則、特別徴収という形になってしまいます。ただ、これらにつきましても、周知方法については、今後、まだ期間がちょっとありますので、検討して参りたいと考えております。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 私は、きちんと地方自治法にも今回入ったという、そうした法的な根拠があって、施行令でもそのことが4つ目としてうたわれているということであれば、説明書の19ページにある1、2、3の下にもう1個そういったことも条例の中にうたったほうが、やはり市民にははっきりわかるし、情報がきちんと伝わると思うんですが、そういった施行

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

令でやっていくという方法も、運用で、とてもそれは大事なことだし、やっていただきたいと思うんですが、もっと明確に、市民の立場から、納税者の立場から言いますと、条例化をしていただけたらよかったかなと思うんですが、そのあたりの議論はどうだったでしょうか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 条例化につきましての中におきまして、施行令の規定そのままとしてはどうだろうかという御提案だと思うんですが、これを定めていない等につきまして、困難事由について、国からの特段の明示はされていないんですが、どれを困難と該当していくのか。条例等で定めた場合につきまして、やはり規則等でもまた対応していくということになって参りますので、それにつきましては、今回1号から3号の明確にわかるものを載せていただいているということで、現時点におきまして、第4号を条例化するという考えは持っておりません。

以上でございます。

○前原博孝委員長

○ 条例化する考えは、庁内で一定の議論はあったと思うんですね。それで条例化しないということなんですが、今回の年金から特別徴収になるのは、はじめに所得税が引かれて、介護保険が引かれて、それから国保税が引かれて、そして後期高齢者の方は後期高齢者医療が引かれて、今回の住民税が年金から引かれるということになりますと、年金が主たる生活の収入の主なものだという方たちから見れば、引かれて少なくなるという感覚です。税の原則といいますか、自分で申告して、自分で払うというところのあたりからも私はちょっと外れるかなと思うんですが、納税の原則について少しお聞かせいただきたいと思います。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 ただ今の御質問で、確かに税の原則ということで、そういうもので、確定申告等があって、申告して納付するという制度が所得税等にはとられているところでございます。

ただ、今回の年金からの特別徴収につきましては、普通徴収で従来4期だった回数が6回にまず分かれるということですので、総額は同じになるんですが、1期ごとの負担額が減る。

あと、もう1点としましては、お体が不自由な方につきましても、税金を払いに行かなくてもよろしいというような、納税者の方に大変便利な部分も含んでいるものと考えております。

それから、そういった、先ほどの確定申告等の原則と納税者の方の利便性といったものを勘案しまして今回の法律ができたもの、あるいは今回これにつきまして条例の改正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] やはり税の申告は自分で払うというふうに思うんですけども、もう一度伺っておきたいんですが、施行令で言うところの4つ目の、先ほどもちょっと御説明があったんですが、困難の基準とかというものなかなか決まらないということですけども、「市町村長が認めた場合」と書いてあったのではなかったでしょうか。その認めるか認めないかの基準はいろいろあると思うんですが、そういったことを条例化することは大事なことだと思いますが、どうでしょうか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 この場合、やはり一番の原則に市税条例ということで

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

お願いさせていただいたところですが、どの団体におきましても、地方税法をもとにして条例化を図っております。そこで、本来的には市町村長が困難な方を当然認めるわけでございますが、それに極端な差があるということは、やはり制度の全国的なものに、ある面では平等性というのが失われますので、ある程度、各団体との同じような取り扱い等ができるのが一番理想だと考えます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] すみません何度も。差があるとかそういう問題ではなくて、納税者の立場から、やはり困難な人に対する市としての対応というものを考えていただきたいと思うんですが、こうした条例の、この条文を新たに設けて可決をされたという市町村があると聞いておりますが、他市でそういったことが行われた例はありますか。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 他市の状況につきましては、埼玉県内で1団体、条例で第4項「特別徴収によって徴収することが困難」という文言を入れられて修正されたというのは、新聞報道等で聞いております。ただ、これにつきましても、先ほど申しましたように、現行条例下におきましてこの条文の適用が可能と考えておりますので、現下におきましては、現条例でお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○前原博孝委員長 ほかにございませんか。

[REDACTED]

○ [REDACTED] 大変分厚い税制改正なのでちょっと大変なんですが、

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

ふるさと納税とか、酪農家への配慮とか、住宅の取得に関する減税の市民税への移行など、それぞれ、ほかにも前進、前向きな改正もあるんですが、ちょっと確認も含めたところで何点か伺います。

5ページのふるさと納税、よくこれは議論されたと思うんですが、ちょっと特殊的に、議員の立場、首長の立場ということで、公職選挙法に基づいて、例えばよく首長さんが、みずからの報酬を20パーセントカットしますと。その場合、条例でそれが通らないと、じゃ、来月から要りませんよということにもいかないわけです。もう既に条例で決まっているわけですから、例えば市のほうは100万円出した。要らないからといって20万円を断ったとしても、それは寄附行為にあたるわけです。そうすると、当該の選挙区に対する公の寄附ですから、禁止されているわけです。それは県知事も同じで、その条例をめぐって随分とやりとりがあった経過がありますので、篤志家で資産のある方が自分の市町村に寄附したいと思っても、議員である身分の方はできないのではないかと思いますので、ちょっと確認をお願いします。

それから、8ページの、先ほどから言われている後期高齢者のところで、年金が18万円以下の方ということについての特例がありますが、ちなみに、申告をする場合、年間の所得控除の額がございますよね。これは幾らになっているか。

それから、人によって違うと思いますが、生活保護を受けている方の年間の扶助の額が基準として幾らなのか。大体でいいですがお願いします。それを比較したいと思います。

それから、飛びまして、これで行くと19ページから25、6ページの株に関する扱いなんですが、これについて2点伺いたいと思います。



平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

1つは、配当に対する所得の課税、これは従来どおりあると思いますが、それに対して、株の譲渡の損失を生んだときに、この配当所得と相殺して申告ができるという従来にない優遇政策の一つなのかなと思って見ておりますので、そういう理解でいいのでしょうか。

それから最後に、これは25ページのところに少し文章化されているんですけども、これは確認ですが、要するに、従来というか、本来、この前後するところの文章かもしれませんが、余り長いのでわけわからなくなっているんですが、100分の5を100分の3、100分の3を100分の1.8ということで、当面というか、平成22年まで課税を少し安くするという理解でいいのか、そこを確認させていただきたいと思います。

以上4点、簡潔明瞭をお願いいたします。

○前原博孝委員長 税制課長、簡潔明瞭をお願いいたします。

○岩澤幸雄税制課長 議員あるいは首長の寄附につきましては、今回、ふるさと納税に際しまして選管のほうに確認をとりましたところ、やはり禁止されております。川口市議会議員の方を例にとりますと、県内、県に対する寄附も禁止と聞き及んでおります。

2点目、今回の年金からの特別徴収によりまして、現在ですと、御夫婦の場合ですと、年金収入211万円までが非課税となっております。住民税非課税です。単身者の方では155万円です。

先ほどの生活保護水準という扶助の部分ですが、この非課税限度額というものが、生活保護費等を勘案して定められるものと大体同程度になるものと考えております。

あと、配当に係ります、配当と株の損益通算については、やはり今回の税率1.8を3パーセントに戻しましたことに伴いまして特例を新たに設

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

けたものです。配当と株の損益通算については、新たに設けられた特例となっております。

あと、25ページにつきましては、配当につきまして100万円、株の譲渡については別のページにございますが、一定金額以下については、従来の特例税率1.8パーセントを適用するための経過措置と捉えております。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] ありがとうございます。

特に篤志家の方は、みずからの市町村、県ではなくて、ほかの団体やほかの県にぜひ寄附をしていただきたいと思いますと思っております。お金のある方はね。

それで、ただ今回答があった8ページの関係で、155万円まで課税を免除されるという一般の方と、年金収入しかないという方が、18万円以上で課税対象になるということは、非常に生活困窮を前提としたような、弱いものいじめといったたぐいの課税の体系になってはいないだろうかと思っております。私はこれは非常に、世界的にもこんなきつい法律はないのではないかと思っておりますが、この辺のことについて、これは上で決まったからしょうがないんだと思っているのか、それとも、これは取ろうにも取れないから、結局は自動引落の天引きとせざるを得ない、そうすれば確実に取れるということで入れられたのかということで、その辺の見解を、市の立場で結構ですので伺いたいと思います。

それから、新しい制度として、配当所得については従来どおり、これは銀行預金をしたときも同じように、年間に0.35パーセントとか、その

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

中の課税所得として当然取られていくわけですね。

ところが、この所得と比較して、今度は、例えば配当金が100万円あって、年間、そのほかで株の譲渡、売り買いして、結果として100万円損したとなった場合、これは課税がゼロになるわけですね。従来ですと、当然の配当の100万円に対して課税があり、損失については、所得がなかったわけですから課税ゼロでもいいですよということですから、明らかに金持ちに対する減税対策ということに、貧乏人はなかなか高額な株を持ってないし、また株の売買もできないしということなので、やはり損失というのは、私はある種、健全な経済活動でもうけた形態で所得があったと思えないわけですね。むしろ、余ったお金で投機をする。投機ですから、ハイリスク・ハイリターンですから、得するときもあるし、損するときもある。得するときはまた膨大にもうかるわけですけども、そのときはそのときに税金を払うわけですから、本人責任ということ言えば、損したときは、やはり順当な配当は配当で税金をかけて、損したときには、それはいろいろあるからまた次の機会にもうけてくださいと言うのが、私は本来の税制のあり方で、そういうお金をどんどん金持ちに優遇して、一方では、この18万円くらいの人に課税をするという制度そのものが非常に矛盾しているというふうに、税の不公平感を感じるんです。

この辺の新しいところについては、これは今までにないやり方なんですけれども、これは、この後の討論にちょっと関係してしまうんですが、そこまで控除をすると余計に投機をあおるような状況になって、健全な経済の発展にならないのではないかと思っております。これは、年間幾らくらい予定できるんでしょうか。このことによる減税効果といいますか、やったことがないからわからないでしょうけれどもね。株だって、やる人とや

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

らない人がいるから、これはわかる範囲でいいです。

あとは、経過措置として、5パーセントを3パーセント、3パーセントを1.8パーセントといった、この経過ということは、2年後にはまたもとに戻ってくる、そんなことで、経過はやはりどこかに終着があると思うんですけども、終着はどの辺を考えたらいいんでしょうか。ちょっとそこは私わかりませんので、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○前原博孝委員長 税制課長

○岩澤幸雄税制課長 まず、18万円未満、18万円を超えた方についてですが、これにつきましては、年金所得だけの場合だと211万円まで、退職者の方で155万円まで非課税ですので、税金がゼロですから特別徴収は実施しないんですが、その方が不動産収入で、年金の額は少ないんだけど、不動産収入が多かった場合については、均等割を特別徴収させていただきます。また、その方が特別徴収を望まれた場合については、不動産収入につきましても特別徴収させていただくという趣旨のものでございます。

あと、今回の株等の譲渡所得の特例につきましては、今回、1.8パーセントの課税を3パーセントに、10パーセントを20パーセントと倍にしましたので、それに伴う株式市場等の経済的な動向等を勘案されて設けられたものと考えております。

あと、経過措置として1.8パーセントにする措置については、2年度間限りでございます。それに対して平成23年度の課税をもって、すべての配当が3パーセントになるというような条文でございます。

以上でございます。



平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○XXXXXXXXXX 討論を行います。

質疑を行なったことでよくわかりましたけれども、やはり今回の年金の天引きなどに関しては、低所得者に対する税の重さというものが如実に出てきておまして、実際、不満も大きく出ております。それと対比して、先ほど私が述べましたように、配当所得と株の譲渡による損失を相殺できる新しい制度については、これは金持ち優遇策で、むしろこういうしっかり取れるところから取ってですね、そして苦しいところに回すというのが、平準化していくという本来の税制のあり方だと思っておりますので、ほかに前向きな条例の文章がありましたけれども、この点については反対いたします。

以上で討論を終わります。

○前原博孝委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○前原博孝委員長 起立者多数であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

午後0時7分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

---

◎議案第64号 工事請負契約の締結について（本町小学校改築工事）及び議案第65号 工事請負契約の締結について（本町小学校改築工事のうち電気工事）

○前原博孝委員長 次に、議案第64号「工事請負契約の締結について（本町小学校改築工事）」及び議案第65号「工事請負契約の締結について（本町小学校改築工事のうち電気工事）」を一括議題といたし、両案に対する説明を求めます。

契約課長

○小川俊一契約課長 それでは、議案第64号及び議案第65号の工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げますので、一般議案の51ページ及び52ページを御覧いただきたいと存じます。

本町小学校は、明治6年6月の開校以来130年以上を経過し、伝統を誇る親しみのある小学校として歴史を重ねて参りましたが、現在の校舎が昭和34年、35年、そして昭和57年に一部増改築された校舎でありますので、老朽化が著しいこと、また、新耐震基準以前の建物であることなどから、全面的に改築することになった次第でございます。

このたびの改築計画では、改正建築基準法で定められた新耐震基準の構造計算基準値よりも25パーセント増しで建築いたしますのでございます。

工期につきましては、平成20年度から平成21年度までの2か年継続事業で、現校舎と体育館を使用しながら、敷地内の南面グラウンドに鉄筋コンクリート造で5階建ての新校舎の改築工事を行います。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

なお、本町小学校の改築工事の入札につきましては、一般競争入札で5月8日に行い、埼玉建興株式会社が落札しております。

また、同工事のうち電気工事につきましては、一般競争入札で同日に行いましたが、調査基準価格を下回る価格での入札でございましたので、低入札価格調査委員会を設置し、調査及び審査の結果、低入札業者であります高山電設工業株式会社を落札業者に決定いたしております。

なお、議案の概要につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく審議のほどお願いいたします。

○前原博孝委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑を許します。

○ ちょっとこの工事契約はさておきまして、関連して、今、説明のほうで、耐震診断の結果によってというお話があったんですけれども、ちなみに、本町小学校の1次診断のIS値と2次診断のIS値に關しまして教えていただきたいということです。ちょっと関連になってしまって申しわけないんですけれども、今ちょっと、理由説明のところ、著しくということがありましたので、そこら辺ちょっと。

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 大変申しわけございません。今、数字はちょっと持っていないんですが、いわゆるIS値では0.6が基準になろうかと存じますが、それを十分満たしていないという結果でございますので、基本設計、実施設計の段階で、社団法人のそういう審査する機関がございますので、そこに提出して審査をお願いしたところ、耐震補強ではなくて改築工事がふさわしい、そういう判断をいただいております、それに伴いまして実




平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

施設計を行い、今回、改築工事することにいたしております。

大変申しわけございません、今、数字が明確なものを持っていませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○前原博孝委員長 後ほど数字を具体的にお示しできるということですので、ほかに質問があれば受け付けていきます。

○ 今、御説明をいただいた中で、本町小学校改築工事の資料をいただいているんですが、この資料を見ますと、入札記録書というのが2枚目と、最後のページにあります、改築工事と電気工事の落札率がどのくらいだったかお伺いします。

それと、それぞれ一般競争入札ということでしたが、入札業者は、市内の業者だとか、市内に本店がある、支店がある、単純に市内のみということになるかと思うんですが、その状況についてはどういうことだったのかお伺いいたします。

参考までになんですが、学校の設計にかかわってですが、この設計者とか設計の金額についてもお伺いします。

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 まず、落札率等でございますが、改築工事につきましては、予定価格に対しまして99.80パーセントでございます。

電気工事でございますが、これも同じく予定価格に対しまして72.30パーセントになります。

2番目の、一般競争入札の対象の業者でございますが、これはあくまでも市内に本店がある業者を限定して一般競争入札扱いにいたしております。

あと、3番目の、いわゆる設計の業者でございますが、まず、基本設計

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

につきましては、東京に本社があります株式会社相和技術研究所でございます。あと、実施設計につきましても、同じく同業者が落札いたしております。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] ありがとうございます。

電気工事のほうの落札率が72.3パーセント、金額についても低入札だったということで、先ほどの報告では調査委員会が調査をしたということなんですが、その調査内容とか調査結果についての詳しい報告をお願いいたします。

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 いわゆる低入札価格制度と申しますのは、地方自治法で定められておまして、国あるいは地方がそれを使うようになっておりますが、私どもでもその法を受けて、川口市の低入札価格取扱要綱を定めておまして、率が、調査基準価格というか、その値を決める率も決められておまして、66.66から85パーセント、その間の中で定めるといふ基準になっております。

このたび、その調査基準の66から85パーセントの間の定められた数字があるんですが、それより低い数字でございましたので、いわゆる調査委員会を設置して、その業者とヒアリング並びに調査を行っております。

その主な調査内容でございますが、入札金額の見積りの内訳書について、あとは、その該当する入札業者の今回の現場周辺に、割と近いところにおける手持ちの工事の状況、あるいはまた、同類同種の手持ちの工事状況等々でございます。あとは、手持ちの資材とか機材とかそういったもの。あとは、資材の購入の予定あるいはそういった内容でございます。主な内

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

容はそういう内容でございます。それに基づきまして、発注課のほうで業者を呼び調査をいたし、その結果等を調査委員会で御審議していただいたところ、間違いなくできると。

いわゆる大きな要因といたしましては、手持ち工事で、本年度、来年度にかけまして、例えば蕨駅の西口で大きな再開発をやっていますが、その電気工事で億単位の工事を受け持っておる状況であります。また、あと、大体、埼玉県あるいはさいたま市、川口市の公に関する電気工事を受け持っているといった実績もあるし、今も行なっているということで、例えば、先ほど申し上げました材料とか重変電設備とかといったものが一括購入できるということで大幅なコストダウンができるということで、72.3パーセントという率になっているというところでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] ありがとうございます。

価格が低いときは、今のような説明で、調査委員会があって、そこが調査するということはわかりましたが、逆に、本体改修工事のほうはほとんど100パーセントに近い状況なんです、これについても何かそういう調査委員会のような、調査をするようなことがあるのかどうかについて、すみません、ちょっと素人なもので、どういった調査が行われるのかお伺いしたいのと、あと、そういった入札時の契約のときにかかわってなんです、今回は2億円以上の工事ということでこういうふうな議会に提案されているんですが、きょうの新聞によりますと、学校改築工事の入札が談合情報で延期されたという記事があるんですが、こういうことについての調査体制というか、どういったところでそういう情報を受けて工事につい

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

ての検討をされるのかについても、参考までにお伺いいたします。

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 まず、高入札率につきましては、調査する委員というものはございません。

議会案件につきましては、工事の予定価格が2億円でございますので、その入札の額が例えば1億7,000万円の場合でも、予定価格を議会案件としますので、価格の変動については関係ないと言っては失礼ですが、そういうことになります。

あと、今回の談合のニュースでございますが、今回につきましては、いわゆる住所等がない匿名で市のほうに通知がございましたが、それにつきましては、一応、こういう学校の建設等でございますので、例え匿名であっても、通報があれば、それなりの調査なりをするべきであろうということで今回の入札は延期させていただいて、今回これから、きょう以降になろうかと存じますが、具体的な調査項目がありますので、これにつきまして、業者を呼んで、8社全社を呼んで調査いたします。そして、誓約書もとるような形で臨みたいと思います。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] ありがとうございます。

きょうの新聞記事については調査をするということですが、新たにそういうプロジェクトをつくれるのか、もともとそういった調査をする機関というのが設けられているのかどうかについて、すみません、お願いします。

あと、資料をいただいているのでお伺いしたいんですが、わかる範囲でお答えいただければと思うんですが、学校がつくれるということで、教

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

室についてなんですが、今現在の全児童についてお伺いしたいんです。全児童の人数と、この設計での受け入れ人数をどのくらい見込んで設計されているのか。また、各教室の1クラスの子どもたちの人数の見込みについてはどういうふうに設計されているのか、お伺いしたいと思います。

それから、夏や冬の対応についてはよく出るところなんですが、暖房とか冷房というのか、扇風機とか、そういうことも含まれるかと思うんですが、そういったことの設計はどうなっているのか。

それから、水道についてなんですが、これは、直結なのか、タンクとかそういうことになるのか、また雨水利用についてはどういうふうになっているのか。あとは、冷水器をつけてほしいということもよく言われるところなんですが、新しい小学校というところで、その点についてはどうなのかお伺いしておきます。

あと、1階部分に学童保育室が設置されるんですけども、この図面を見ますと、学童玄関というのがありますので、学校本体の建物とは、学童は出入りを別にして切り離される生活空間となるのかと思うんですが、トイレが男性、女性これ1つずつということになるのかと想像するんですが、これについて、学童の受け入れ人数に対してトイレの数はこれで大丈夫なのかどうかということですが、それについてお伺いいたします。

それから、今、新しくつくられる学校は太陽光パネルをよく使われるんですが、それについての設計はどうかお伺いしておきます。

よろしく申し上げます。

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 まず、談合に関しますプロジェクトにつきましては、

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

新たにつくるものではなくて、もともとそういった取り組みができておりますので、それに基づきまして、契約課あるいは担当課と合同で調査いたすようなかたちになります。

まず、児童の人数でございますが、この5月1日現在で838人の児童が在籍いたしております。そして、将来の受け入れ児童数でございますが、約1,000人ということになっておりますが、950人から1,000人くらいの見込みの予定をしております。

1クラスの人数でございますが、1年生と2年生が35人学級で、3年生以上につきましては40人のクラスと聞いております。

あと、夏冬の対応ということで、扇風機とか冷暖房の関係でございますが、扇風機は天井に4基つけるという話を聞いております。冷房につきましては、普通教室にはつけなくて扇風機対応ということでございます。あと、暖房につきましてはつきまします。

それから、水道でございますが、飲料水につきましては直結式でございます。あと、トイレや何かにつきましては雨水を利用しますので、雨水につきましては地下にためて、それを屋上に上げて、タンクにためて、お手洗いとかそういうものに流すということで聞いております。

あと、冷水器につきましても、それは、設置はしないということでございます。

あと1階の学童室でございますが、おっしゃるとおり、出入口は一応別になっておりますが、ただ、先生がいらっしゃる5時までは、教室の廊下から出入りができるというお話でございます。ただ、先生がお帰りになる5時以降につきましては、学童室ということで隔離というか、校舎の中からは入れない形で、トイレにつきましては、御指摘のとおり2つ設置とい

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

うことでございます。いわゆる人数に対してどうかというのは、私どもは何とも言えませんが、学校の教育環境の中では、それぞれの担当課で協議した結果、2つということは聞いておりますので、この場ではちょっと申しわけないですがよろしくお願いします。

あと太陽光パネルでございますが、これにつきましては、プールが屋上につくられますが、その南側にひさしをつくりますので、そこに10台のパネルをつけるというお話を聞いております。それで電気の10分の1を補うような考えを持っております。

暖房でございますが、ガスヒーターということで設置するようでございます。

あと、先ほど答弁がもれていた耐震のIS値でございます。まず、1次診断でございますが、今の本町小学校は北側、南側と2棟並んでおりますので、その南側が、0.19が2次の診断では0.38、もう一つの北側のほうが0.22が1次審査で、2次が0.35。ですから、基準となる0.6にはかなり離れているという結果のようでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長

○今、何でそんな質問をしたかといいますと、まず、今言われているのは、0.3未満の値になってしまうと震度6強に耐えられないというように21日の新聞報道でもあったと思うんですけども、今、恐らく数値が上がってありましたよね。やはり今、非常に危険な状態、これは契約課に言ってもしようがないとは思うんですけども、ここで言わざるを得ないところなんです、今後の耐震補強をしていく中で、数値が、今言った1次診断から2次診断になってしまったら急に数値が上がるとか、

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

結局何を根拠にというんですか、そういったところが不明確な状況で、今後、二重投資をしてしまうようなことにならないように、私はもうちょっとその精度の明確化を要望させていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○前原博孝委員長 要望ですか。

○■■■■■■■■■■ 要望でお願いいたします。

○前原博孝委員長 ■■■■■■

○■■■■■■■■■■ 先ほどの、新聞にも載っておりましたように、このように談合があったか否かということはまだ、新聞報道ですので事実ではないかと思えますけれども、やはり教育の現場の建設にあたって、こういうことが新聞に報道されること自体が、川口市のイメージをダウンさせると私としてもとても残念に思う次第でございますので、これは要望で結構ですが、ぜひこういうことのないように、もっとしっかりとやっていただきたいということを要望させていただきます。

○前原博孝委員長 ■■■■■■

○■■■■■■■■■■ では、3つほど。

1つ目は、簡単です。談合はあったか、なかったか。

2つ目、この設計図の8ページの1階の平面図、これを見ますと、中央にホールと書いて、その下の右あたりに、エレベーターの図面だと思うんですが、このエレベーターの、主に配膳に使うんだろうとは思いますが、ちょっとその規格、幅と高さ、どんなものか、ちょっとそれをお尋ねしたいと思います。

それから、3つ目は、11ページの平面図で、この中に4階部分に25メートルの屋上プールがございまして、先ほど、雨水については地下に貯



平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

蔵して、ポンプで上げてトイレの水に使うという再利用の方法。このプールの水を排水した場合、そのまま流してしまうのか、それとも、同じ水ですので、もう一回使えないかなと思って。排水の配管の手法はどうなっているのか、それをお願いしたいと思います。

以上3点。

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 まず1点目の談合があったかどうかですが、これは決して談合があった結果ではございませんので。たまたま高入札率ということで、御存知のとおり、資材や何かの影響等がありまして、予定価格にかなり近づいた数字です。ですから、談合云々ということではございません。

2番目のエレベーターの関係ですが、2基ございますのは、給食の配膳用と、あと体のぐあいの悪い方とかお客様用で、生徒が使う内容ではないと。ちょっと規格、大きさがわかりませんので、今、担当のほうに聞いております。

あと、プールの関係でございますが、排水した後、ろ過で循環して使うようになると思うんですが今確認させます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 今、談合についてはなかったということなんですが、なかったその根拠みたいなことがいま一つ、あったとして、匿名でそういう連絡があったわけですので。

なかったというその根拠をもう少しお示しいただきたいと思います。

それから、これはエレベーターについてなんですが、規格はちょっと縦横を確認しておきたいと思います。というのは、埼玉県の福祉のまちづくり条例というものがもう周知されていると思うんですが、バリアフリーを

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

うたっていて、こういう何層、これは5階ですか、階が違う場合は、高齢者や障害者、あと妊産婦の方、とにかく体の不自由な方がいつでも使えるような、そういう差別ができないような施設をはじめからつくりなさいよというのが周知徹底されているはずなんです。だから、配膳だけではちょっと足りなくて、普段使わなくても、いざというときには、答弁にもありましたように障害者も使えるということだったと思いますが、いずれにしても、それに対する規格を確認しておきたいと思います。将来、車いすで入学される方も当然出てきますので、新しい建物については、それは義務としてもあるはずです。確認をさせてください。

それから、先ほどのプールの最終的な排水については、流してしまうのはもったいないので、ぜひ再利用という形で、配管のほうの工事も考慮に入れた、そういう工事にしていきたいと思います。

答弁を求めて、もしそれでよければ、要望ということで終わりたいと思います。

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 まず、談合の関係でございますが、なかったという根拠でございますが、まず、先ほどの情報云々につきましては別案件でございますので、今御提案している案件ではございません。ですから、そういったことで、まず、情報があるかないかが1つだと思いますし、私どもでも、それらにつきましては把握できないし、確認するすべはございませんが、現在、今の時点ではそういった情報、またそれらしきものも私どもでは感知しておりませんので、この案件につきましては、談合はなかった、この2件ですね、そう断言しても差し支えないと思います。

あと、エレベーターでございますが、配膳用と車いす用でございますが、

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

幅が1メートル80、奥行きが1メートル50、それは17名ほど乗れる、そういう規格のようです。もう一つ常用のほうは、これは1メートル60と1メートル35センチ、これは13名ほど乗れるということです。

今のところ、プールの水につきましては、その排水は汚水として下水に流す、そういう方法をとっておるようです。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] 本会議で中水の利用ということで随分私こだわってきましたので、雨水をトイレの排水に使うということは実現していますが、あわせて、例えば植栽に対する散水とか、あとこのプールの水を、もうそのままコックをひねれば出てくるわけですから、グラウンドに水をまくとか、そういうことにも利用できるはずなんです。ですから、そういうことも含めたことを取り入れた工事にさせていただきたいということを強く要望して、終わります。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] 質問したいと思います。

1点目は、先ほど設計の業者のお名前を相和技術研究所とおっしゃっておりましたけれども、ちょっと古い話になるのかもしれませんが、設計の折の、基本設計の予定価格と落札価格と落札率、それから実施設計におけるやはり予定価格と落札価格と落札率について、まず1点お聞きしたいと思います。

それから、学校のこうした内容に関してですが、一番大事なものは、現場で働いておられる先生の御意見や、また御父兄やそうした方々、それから、近隣の方々の御意見が十分反映されているかどうかという点ですが、説明会は何度くらい開かれて、そこではどんな御意見が多かったのかというこ

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

とをお聞かせいただきたいと思います。

それから、市街地につくられる学校なので、今、大変地球温暖化の中で緑を増やそうという努力が求められていると思うんですが、緑化率、この南側の鳥瞰図を見ますと、かなり木は植えておられるし、屋上緑化もするという計画のようですが、その辺の基準は何パーセントで、学校建設においては割り増ししてつくとか、その辺のところの設計の現状はどうだったのでしょうか、それをお聞かせください。

それから、安心な学校、安全な学校でなくてはいけないと思うんですが、先ほどの耐震基準についても、ちょっともう一度確認なんですが、今この学校の設計の耐震基準は新しい基準で6以上に対応するということですが、この学校はどのくらいの耐震基準で設計がされているのでしょうか。

それから、安全・安心のところでは、災害時における非常口ですか、こういった避難を子どもたちはできるのか、この設計図でよくわからないので、もしできれば御説明をしていただきたいと思います。

それから、消防法との関連で、その点ではどうなんでしょうか。

最後ですが、1階の体育館は市民への開放がされるような設計になっていると思います。あと、校庭の利用については、校庭利用に資するような何か利便性のある設備、例えば外のトイレとか、水飲み場とか、そういうものについては設計図上見えませんが、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

以上ですけれども、お願いいたします。

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 まず、設計の段階でございますが、株式会社相和技術研究所でございますが、基本設計の場合は、予定価格が1,749万円で、

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

落札金額が1,580万円。率は、すみません、後で計算します。申しわけありません。

実施設計につきましては、同じく株式会社相和技術研究所でございますが、予定価格は5,290万円で、落札金額が2,000万円ちょうどでございます。率は、すみません、ちょっといいかげんに言えないので。

あと、2番目でございますが、先生あるいは町会等々への説明会でございますが、確認いたしましたところ、町会並びにPTA等につきましては12回ほど説明会等を行なっております。また、先生につきましては、学校の中で校長以下を含めて行われているようでございます。

その主な内容でございますが、例えば、教室を南向きにするとか、東向きにするとか、いろいろな御意見があったようでございますが、最終的には南向きにする。そしてまた、南側には消防署とマンションがありますので、その道路の幅員が11メートルでございますが、さらに校庭から10メートル下がって21メートルですか、そのくらいあけて、いわゆる子どもたちの騒音だとか、あとは向こう側からの遮へいをするだとか、いろいろな創意工夫がその中で協議されたようでございます。

あと、緑化率でございますが、これにつきましては20パーセントと聞いておりますので、お話がありました校庭あるいは屋上緑化とか、そういうものを合わせて20パーセントと聞いております。

あと、耐震なんです、先ほどのIS値というのは既存の建物の耐震でございます、改築にあたりましては、IS値ではなくて新たな基準がございますが、いわゆるそれらの数値が、例えば0.6や1.0だとか、そういう数値が係数化されておられませんので具体的な数字が出ませんが、震度6に耐え得る強度に25パーセント増しの数値でつくるということでござ

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

います。そういうふう聞いております。

あと、非常口の関係でございますが、いわゆる建築基準法につきましては、避難方向が2方向、いわゆる学校につきましては両サイドに階段がそれぞれございますので、その中で避難誘導的なものができるということでございます。あと、建築基準法では、防火扉とかそういうものの設置がありますので、煙あるいは火を感知した時点で防火扉が自動的に閉まって、煙や炎が上下に行かないようにする。ただ、防火扉の中にもくぐり戸がありますので、自由にあげ閉めができますので、先生方あるいは子どもさんなどもそこから避難できる、そういう形になります。

あと、消防法の関係では、学校に関しましては、収容人員によりまして救助袋を設置するようになりますので、3階に2か所、4階に2か所、5階に1か所、いわゆる救助袋を設置いたしております。

あと、体育館あるいは市民へのグラウンドの開放に伴うトイレ等々でございますが、図面には載っておらないのですが、今後そういったものをつくっていくというお話は聞いてございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] ありがとうございました。

設計の関係で、実施設計は5,290万円に対して2,000万円の落札なので低落札だったということですが、先ほどの66パーセントから85パーセントよりも安いですね。こういった場合の対応はどうされたのか伺っておきたいと思えます。

それから、多分、消防法で言う消火栓なんだろうと思うんですが、その設置もされるんですか。その費用というのは、今回の総額の中に含まれているのでしょうか。その2点をお願いいたします。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 低入札価格制度は工事案件でございますので、いわゆる設計委託につきましては対象になりません。あくまでも工事だとか、土木だとか、建築に関係するものが法的に定められております。

あと、消火栓の設置でございますが、それは当然設置いたしますが、この設計の中には含まれていないそうです。これから、そういったものを新たに設計を起こすと聞いております。設備費ということで別のようでございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] そうしますと、そういった附帯設備や外観については、また新たに予算が必要と理解してよろしいですね。

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 はい。

○前原博孝委員長 契約課長

○小川俊一契約課長 先ほどの基本設計と実施設計の率でございますが、基本設計が90.3パーセント、実施設計が37.8パーセントでございます。以上でございます。

○前原博孝委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、一括採決いたします。

両案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

よって、両案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後0時43分休憩

---

午後1時17分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

---

◎議案第57号 川口市職員の公益法人等への派遣等に関する  
条例等の一部を改正する条例

○前原博孝委員長 再開いたします。

次に、議案第57号「川口市職員の公益法人等への派遣等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

総務部長

○中島陽二総務部長 それでは、本日御提案いたしております議案は、議案第57号「川口市職員の公益法人等への派遣等に関する条例等の一部を改正する条例」でございますが、これにつきましては、国の公益法人制度の改正に伴い、関連する法律が一部改正されたこと、また、現行の公営企業金融公庫にかわり新たに設立される地方公営企業等金融機構に職員を派遣できるよう、関連する条例を改正いたすものでございます。

内容につきましては、この後、職員課長から説明いたさせますので、よ



平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

ろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○前原博孝委員長 職員課長

○江連保明職員課長 それでは、よろしくお願いいたします。

お手元、一般議案の1ページに加えまして、条例議案参考資料の1ページもお開きいただきたいと存じます。

議案第57号「川口市職員の公益法人等への派遣等に関する条例等の一部を改正する条例」でございますが、この条例は、国の公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し、その派遣先や処遇等を規定する条例でございます。

初めに、一般議案の第1条の3行目、条例の題名の改正でございますが、題名の本文中の「公益法人等」を「公益的法人等」に改めます。そして、題名を「川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に改め、条例の第1条中の「公益法人等への派遣」を「公益的法人等への派遣」に改めるものでございます。

これは、現在社団法人や財団法人の設立につきましては、民法第34条の規定により、主務官庁の許可制となっておりますが、国の公益法人制度改革の中で、平成20年12月1日に施行される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、登記のみで一般社団法人や一般財団法人の法人設立が可能となり、加えて「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により、その法人のうち公益性が認められた法人については、新たな認定制度により公益社団法人や公益財団法人となることができます。

一方、本市の川口総合文化センター等、既存の財団法人につきましては、法律施行後の5年以内に、一般財団となるか公益財団法人となるか、また

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

財団を解散するといった選択が必要となります。

現在、職員の派遣先につきましては条例により限定して列挙されておりますが、今後、法律施行による一般社団及び一般財団の中には、非営利型法人も含まれることから、これらを含めた名称とするために、「公益法人等」から「公益的法人等」に改めるものでございます。

次に、同じく第1条の下段、条例で定める派遣先に第12号として「地方公営企業等金融機構」を加えるものでございます。

この地方公営企業等金融機構は、国の公営企業金融公庫が政府系金融機関改革により地方自治体へ移管されるものですが、その役割としては、地方公共団体の経営する上下水道等に対し、低金利かつ長期の資金を供給してきたものでございます。

現在、全国市長会のもとで設立準備室として組織体制の整備を進めており、そのため大阪府、鹿児島県、横浜市、そして川口市から、実務研修という方法により職員を派遣しているところですが、本年8月1日をめどに、地方公営企業等金融機構が組織化されますことから、この条例で職員を派遣できるよう新たに第12号に加えるものでございます。

また、一般議案の第2条から第5条の各条例につきましては、公益的法人等の改正に伴う関係条例の改正でございます。

なお、施行期日につきましては、平成20年12月1日からとするものでございますが、地方公営企業等金融機構を加える改正につきましては、規則で定める日、つまり機構の設立の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。

■■■■■

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

- 今、御説明いただいた中で、まずお伺いしたいのは、公益法人が公益的法人と変わりますが、説明でも一般社団と一般財団というふうに変っていくということだとか、許可制だとかといろいろ説明はあったんですけども、整理をしたいためにも、「的」が入ることによってどういふふうに変っていくのか、もう一度詳しい説明をお願いします。

それと、地方公営企業等金融機構というものが設立に向けて今、準備をされているという説明で、川口市では今、その準備のために職員が1人派遣されているということで、この条例制定をすることによって、引き続き職員を派遣するようになると認識するところなんですけど、今後についても市の職員が派遣され続けるのかどうかについてお伺いをしたいのと、あと、この地方公営企業等金融機構、そもそもなんですけど、地方公営企業金融公庫がかわってこういう立ち上げになったということですが、確認のために、事業内容とか職員体制、そして、どこにこういう組織がつくられるのか、また市町村負担などについて、もう少し詳しくお伺いいたします。

お願いします。

- 前原博孝委員長 職員課長

- 江連保明職員課長 まず、最初に公益的の「的」の意味でございますが、今まで公益法人と申しますのは、明治29年に公布された民法が根拠法でございまして、俗に民法法人と言われておりました。その民法法人が、民法が廃止されて新制度となるわけでございますが、今までは主務官庁の許可で法人の設立ができていた。全国にはそれが約2万5,000あると言われておりますが、その法人を精査して、公益的なものとそうではないものに分けようという試みでございます。

そして、一般社団法人、一般財団につきましては、登記のみで設立が可

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

能でございます。そして、新たな公益社団と公益財団につきましては、公益性の判断ということがございまして、それが、川口市で言えば、県のほうに申請して認定を受けるというような形、認定という形になります。それで公益財団なり公益社団になるという形でございます。

なぜ「的」がついたのかと申しますと、例えば、今、既存の川口市の財団が公益性の判断の前に一般財団等になった場合、その公益性はそのまま持っておりますので、それらも含めた、公益性と一般を包括する意味で公益的と「的」がついたところでございます。

それから、公庫の関係でございますが、公庫につきましては、各市町村の実施しています、県も含みますが、公営企業に関する融資を主にやっております。そして、委員御指摘のとおり、公庫から金融機構という形になりまして、職員体制につきましては、現在84名の職員がおります。組織体制としては、現在は総裁という形で1名、理事3名、内容的には、都道府県の出向者が10名、財務省が1名、それから総務省関係、財務省関係、そういう人間が集まりまして組織されております。

業務内容をもう一度言いますと、地方公共団体の経営する上下水道につきまして、地方の事業に関して低利かつ長期の資金を提供しているというのが業務内容になります。

それから、どこにあるのかと申しますと、今の組織は、千代田区日比谷公園の市政会館内でございます。そちらで組織をつくっているところでございます。

それから、出資金でございますが、本市の出資金は2,300万円となっております。出資金の上には、その資本金ということで166億円を全国の都道府県、市町村で分けて積み立てる。166億円が最初に国の持

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

ち出したお金でございますので、その分は国が全部引き揚げて、その分を都道府県、市町村で資本金をつくるという形になってございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 今、御答弁いただいた中で、公益的法人というふうに、公益性の高い社団法人のほうが整理されていくと受け取ったんですが、整理する先には、市の社団法人を見た場合、5年以内に移行を決めなければならぬということもありましたが、今現在ある社団法人と5年後に派遣されなくなるであろうものがあるのかどうかというのは、今後の見通しというか、その点についてお伺いを一つしたいと思います。

お願いします。

○前原博孝委員長 職員課長

○江連保明職員課長 今、条例の中には、今回の1つを加えますと12となるわけでございますが、今ある財団または社会福祉法人等につきましては、今後も派遣はできると考えてございます。

ただし、それは指定管理者に移行したりそういう流れの中で、今、順次職員を引き揚げている最中でございます。そういう状況で、派遣にふさわしい団体ではあるが、事業内容が指定管理者等でやはり変わっていくと、市としても派遣は難しくなってくると考えてございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 設立準備室に実務研修という形で今1人行っておられるということですが、今どんな人をここへ派遣しておられるのかというのが1点と、これから、もし要請されれば、地方公営企業等金融機構にも派遣はしていくんでしょうけれども、川口市から派遣をする理由は何でしょ

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

うか。

○前原博孝委員長 職員課長

○江連保明職員課長 現在派遣している職員は、全国市長会に派遣してございまして、それは主任、男性でございます。

なぜ川口市が派遣しているのということでございますが、岡村市長が今、全国市長会の財政委員会の委員長を務めてございます。そして、この公営企業等金融機構設立準備委員会の委員長代理にも就任しているため、そうした責任ある制度設計の責任者の立場として、自分の市から職員を出したというふうを考えてございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] ありがとうございます。

そうしますと、8月1日を目途に組織化されるということですが、今、全国市長会に派遣しておられる職員は、一たんそこで引き揚げるということになるのでしょうか。

○前原博孝委員長 職員課長

○江連保明職員課長 現在の職員は、研修派遣から、今度はこの条例による派遣方法に変わるわけですが、一応、来年の3月31日まで継続して派遣をするという約束になってございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] そうしますと、組織化される新しい地方公営企業等金融機構は8月ですよね、立ち上げが。今、実務研修で行っておられる方は3月ですが、身分はどうなるのでしょうか。

○前原博孝委員長 職員課長

○江連保明職員課長 身分は変更ございません。今は、給料等、研修ですの

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

でこちらで支払うという形になりますが、今度は、正式にこの条例で派遣することになると、新たに給料の負担はどうすべきか、今後話し合いが進んでいくものと思います。そういう形で、身分は市の職員がこの条例により派遣されたという形ですので、研修から派遣に変わるという形になります。

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

---

午後1時35分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

---

◎議案第59号 川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を  
改正する条例

○前原博孝委員長 次に、議案第59号「川口市戸籍法等関係事務手数料条

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

市民生活部長

○両家完二市民生活部長 よろしく申し上げます。

委員の皆様におかれましては、常日頃から市政の運営に対しまして格別な御尽力を賜り、心から御礼申し上げます。

それでは、市民生活部にかかわります議案第59号「川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例」につきまして、担当課長に説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○前原博孝委員長 市民課長

○津田 正市民課長 それでは、議案第59号「川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例」の提案理由につきまして御説明申し上げます。

資料の32ページをお開きください。

この条例の一部改正の趣旨といたしましては、虚偽の届出や不正手段による証明書類の交付請求の防止等を目的とした戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正により、戸籍謄本等及び住民票の写し等の請求ができる者を限定し、当該請求にかかわる本人確認を厳格にすることで、条例中に引用している条項に追加並びに移動等が生じたことから、規定の整備を行うものであります。

なお、戸籍法等にかかわる主な改正点といたしましては、1点目は、戸籍に記載されている者以外に、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士などが戸籍謄本や住民票等の交付請求をするためには、資格、業務の種類、事件、依頼者の氏名などを明らかにすることとするものです。



平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

2点目は、届出によって効力を生ずる認知、縁組、離縁、婚姻、離婚の届出が本人であるかどうかの確認をするために、運転免許証、写真付きの住民基本台帳カードなどの提供を求めることとするものです。

なお、この施行日につきましては、公布の日からであります。

以上が、川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例につきましての説明であります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

以上です。

○前原博孝委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

---

午後1時40分再開

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○前原博孝委員長 再開いたします。

---

◎議案第60号 川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を  
改正する条例

○前原博孝委員長 再開いたします。

最後に、議案第60号「川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

消防長

○荒井清光消防長 委員の皆様には、日頃から消防行政に御指導、御鞭撻を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

これから御審議賜ります議案第60号「川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」でございますが、これは、主に国の政令の改正に伴い本市の条例を改正するもので、詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○前原博孝委員長 消防総務課長

○関 正治消防総務課長 それでは、議案第60号「川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます

一般議案の33ページ並びに条例議案参考資料の46ページをお開きください。

このたびの改正は、株式会社日本政策金融公庫法の公布及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布施行されたことに伴う改正でございます。

改正の主な内容は2点でございます。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

1点目は、国民生活金融公庫の株式会社化に伴う名称変更でございます。

2点目は、非常勤消防団員等の公務災害補償額の算定に用いております配偶者以外の扶養親族、いわゆる子どもや60歳以上の父母などの加算額を「200円」から「217円」に引き上げるものでございます。

条文の改正につきましては、条例議案参考資料46ページの新旧対照表で御説明申し上げます。

初めに、第4条につきましては、国が行なう政策金融改革において、政策金融機関のうち、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行の4つの機関が、本年10月1日に株式会社日本政策金融公庫に統合されることとなっておりますことから、条文中の「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものでございます。

次に、補償基礎額を定める第6条につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、補償基礎額中の配偶者が扶養である場合の配偶者以外の扶養親族の加算額及び配偶者が扶養でない場合の扶養親族2人目以降の加算額が「200円」から「217円」に引き上げられたことから、政令の改正に合わせて条例の第3項中の扶養親族の加算額の「200円」を「217円」に改めますとともに、現在は、配偶者が扶養でない場合について、1人目に限り加算額が217円となっておりますが、今回の改正によりまして、配偶者が扶養である場合でも扶養でない場合でも、配偶者以外の扶養親族の加算額は1人目から217円となりますことから、括弧内の非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者、第1号に掲げる者とは配偶者でございますが、この配偶者がある場合にあっては、「そのうち1人については217円」までの部分の規定が不要となりますことから削除をし、さらに文言整理として、同号を第1

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

号に改め、「ない場合にあっては」の後に読点を加える改正を行うものでございます。

施行期日等について御説明申し上げますので、一般議案33ページのほうの附則を御覧ください。


附則の第1項の施行期日につきましては、株式会社日本政策金融公庫法が本年10月1日施行となっておりますことから、国民生活金融公庫の名称変更に係る第4条の改正規定は、平成20年10月1日施行とし、扶養親族加算額の改正に係る第6条第3項の改正規定は、公布の日からといたしたいと存じます。

次に、附則の第2項でございますが、第6条第3項の扶養親族加算額の改正規定を本年4月1日からの遡及適用とするため、経過措置の規定を定めているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑を許します。

○ 何点かお聞きしたいと思いますが、200円が217円になるということは法律で決まっているのでしょうか、その根拠についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、配偶者がある場合でも、ない場合であっても、その扶養親族の規定なんですけれども、具体的に親御さんの場合とか子どもさんの場合だと思うんですが、そういった場合に年齢的な規定が設けられているのでしょうか、その点について1点お伺いしたいと思います。

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

それから、この条例の規定で、4月1日に遡及するということが、本市には該当される方がおられるのでしょうか。

この3点ですが、お聞かせください。

○前原博孝委員長 消防総務課長

○関 正治消防総務課長 200円が217円と17円引き上げる根拠でございますが、これにつきましては、国家公務員法の給与の絡みがございますが、今まで従来6,000円だった扶養手当が6,500円に引き上げられました。その500円を30日で割りますと約17円という計算式が出てきますので、17円の引き上げということが根拠でございます。

2点目としては、扶養の年齢制限ということでございますが、扶養の対象となりますのは、22歳以下のお子様、お孫さんとか弟さん、妹さん、それであと60歳以上の父母、祖父母、それから重度の心身障害者の方は年齢制限なく扶養の対象になるという形になっております。

3点目は、対象になる方がいるかということでございますが、この方はございません。現在対象となる遡及適用した場合に、こういう適用になるという対象者の方はございません。

以上でございます。

○前原博孝委員長 ほかにございませんか。

○[ ] では、1点だけ。

株式会社日本政策金融公庫に10月1日からなるということなんですが、今までは公庫ということで公の営利を目的としない団体だったのが、株式会社ということは、これは、当然株があり、一定の営利を目的とすると捉えていいんですか。ですから、ちょっとその辺の組織の中身についてお願

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

いします。

○前原博孝委員長 消防総務課長

○関 正治消防総務課長 株式会社日本政策金融公庫につきましては、先ほどお話ししましたとおり、4つの政策金融機関が統合されてなるということですが、業務につきましては、それぞれの業務を縮小した上で新しい政策金融機関に統合するというところでございまして、基本的には、内容は変わらないという形で押さえてございます。

以上でございます。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 株式会社となると、営利を目的とする民間の会社とどうしても理解するわけです。ですから、例えば株はどれくらい発行されて、大株主は誰とか、そういう資本の問題。当然、資本金というものが出てくるわけですが、その辺のことについて。

機構については、人員削減を含めた整理が行われるということで、業務の内容も変わらないということなんです、株式会社ということについての説明がちょっと聞きたいですね。

○前原博孝委員長 答えられますか。

消防総務課長

○関 正治消防総務課長 申しわけございません。株式会社の方の資料については、株式の資本金額等、手元にそういう資料がございませんので、後ほどよろしくお願ひします。

○前原博孝委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 10月1日からもちろん始まるんですが、しかし、ここで条例を変えるということは、それなりの準備はもう進んでいるということ

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

なんですよね。だから、これがわからない限り、ちょっと私も何とも言いようがないですね。

これがなければ、日本政策金融公庫という名前であれば、今までの公務が継承されると理解できるんですが、やはり民間のそういう金融機関がここに入ってくるのか、ちょっとうがった見方をすれば、今、保険や医療の関係で官から民に移っているから、これを機会にアメリカの保険会社が投資をして、それでまた新しい市場を開拓するということが十分あり得るわけなんです。そんなことも含めて株式会社ということの中身が聞きたいわけですが、何とかちょっとわかる範囲でお願いします。

○前原博孝委員長 暫時休憩します。

午後1時52分休憩

---

午後1時54分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

---

○前原博孝委員長 それでは、今の件につきましては、私を通して資料を後でいただけるようお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平成20年6月総務常任委員会 6月24日（火）

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○前原博孝委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

---

午後1時57分再開

○前原博孝委員長 再開いたします。

---

◎特定事件の審査について

○前原博孝委員長 お手元に配付しております特定事件の審査については、閉会中の継続審査とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○前原博孝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

◎閉 会

○前原博孝委員長 以上をもちまして総務常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後1時58分閉会



総務常任委員会審査順序(案)

(第2委員会室)

順序	議案番号	件名	頁	所管	結果
1	56	平成20年度川口市一般会計補正予算(第1号) 第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △ 歳出の部 第2款 総務費 △ 歳入の部 第18款 繰入金 第19款 繰越金	予-2 説-8	企画財政部 財政課 理財部 税制課 市民税課	
2	58	川口市税条例の一部を改正する条例	般-3	理財部 税制課 市民税課 固定資産税課	
3	64	工事請負契約の締結について(本町小学校改築工事)	般-51	理財部 契約課	
	65	工事請負契約の締結について(本町小学校改築工事のうち電気工事)	般-52		
4	57	川口市職員の公益法人等への派遣等に関する条例等の一部を改正する条例	般-1	総務部 職員課	
5	59	川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	般-32	市民生活部 市民課	
6	60	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	般-33	消防本部	

※ 予 . . . . . 予算議案  
説 . . . . . 補正予算説明書  
般 . . . . . 一般議案